

平成30年第3回美幌町議会定例会会議録

平成30年3月 6日 開会
平成30年3月22日 閉会

平成30年 3月 6日 第1号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 報告第 5号 総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告について
- 日程第 5 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第 16号 町道路線の一部廃止について
- 日程第 8 議案第 17号 平成29年度美幌町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第 9 議案第 18号 平成29年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 10 議案第 19号 平成29年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 11 議案第 20号 平成29年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第6号)について
- 日程第 12 議案第 21号 平成29年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 13 議案第 22号 平成29年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 14 議案第 23号 平成29年度美幌町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第 15 議案第 24号 平成29年度美幌町病院事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第 16 議案第 25号 美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 17 議案第 26号 美幌町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 18 議案第 27号 美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 19 議案第 28号 美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 20 議案第 29号 美幌町基金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 21 議案第 30号 美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 22 議案第 31号 美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 23 議案第 32号 美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 24 議案第 33号 美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 25 議案第 34号 美幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 26 議案第 35号 美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

- に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 27 議案第 36 号 美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 28 議案第 37 号 美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 29 議案第 38 号 美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 30 議案第 39 号 美幌町中小企業振興条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 31 議案第 40 号 美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 32 議案第 41 号 美幌町都市公園の配置及び規模の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 33 議案第 42 号 美幌町公共下水道設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 34 議案第 43 号 美幌町公営企業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 35 議案第 44 号 指定管理者の指定について（美幌峠レストハウス展望休憩室）
- 日程第 36 議案第 45 号 指定管理者の指定について（美幌ターミナル物産センター）
- 日程第 37 議案第 46 号 指定管理者の指定について（美幌町職業訓練センター）
- 日程第 38 議案第 47 号 指定管理者の指定について（美幌みどりの村）
- 日程第 39 議案第 48 号 指定管理者の指定について（美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコート）
- 日程第 40 議案第 49 号 指定管理者の指定について（美幌町 B & G 海洋センター）
- 日程第 41 議案第 50 号 平成 30 年度美幌町一般会計予算について
- 日程第 42 議案第 51 号 平成 30 年度美幌町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 43 議案第 52 号 平成 30 年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 44 議案第 53 号 平成 30 年度美幌町介護保険特別会計予算について
- 日程第 45 議案第 54 号 平成 30 年度美幌町公共下水道特別会計予算について
- 日程第 46 議案第 55 号 平成 30 年度美幌町個別排水処理特別会計予算について
- 日程第 47 議案第 56 号 平成 30 年度美幌町水道事業会計予算について
- 日程第 48 議案第 57 号 平成 30 年度美幌町病院事業会計予算について
（平成 30 年度町政執行方針）
（平成 30 年度教育行政執行方針）
- 日程第 49 一般質問 6 番 戸 澤 義 典 君

○出席議員

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 高 橋 秀 明 君 | 2 番 大 江 道 男 君 |
| 3 番 新 鞍 峯 雄 君 | 4 番 上 杉 晃 央 君 |
| 5 番 稲 垣 淳 一 君 | 6 番 戸 澤 義 典 君 |

7番	早瀬仁志君	8番	岡本美代子君
9番	坂田美栄子君	副議長	10番 吉住博幸君
11番	橋本博之君	12番	中嶋すみ江君
13番	古舘繁夫君	議長	14番 大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会 教育会長	平野浩司君
農業委員会 会長	鈴木幸往君	選挙管理委員会 委員長	松本光伸君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島学君
民生部長	高崎利明君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	石澤憲君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	橋本美典君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	小室保男君	庁舎建設主幹	遠國求君
電算主幹	河端勲君	まちづくり主幹	田中三智雄君
政策主幹	小室秀隆君	財務主幹	中尾亘君
契約財産主幹	大場正規君	税務主幹	関弘法君
環境生活主幹	佐々木斉君	児童支援主幹	多田敏明君
福祉主幹	遠藤明君	健康推進主幹	武田孝司君
農政主幹	渡辺靖行君	みらい農業センター主幹	午来博君
耕地林務主幹	伊成博次君	商工主幹	後藤秀人君
観光主幹	那須清二君	建設主幹	川原武志君
施設管理主幹	中沢浩喜君	建築主幹	西俊男君
水道主幹	御田順司君	地域医療連携主幹	高山吉春君
事務連絡室次長	志賀寿君	事務連絡室庶務主幹	岩田憲次君
教育部長	田村圭一君	学校教育主幹	以頭隆志君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	露口哲也君
町民会館建設主幹	斉藤浩司君	スポーツ振興主幹	浅野謙司君
博物館主幹	鬼丸和幸君	農業委員会事務局長	酒井祐二君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川明弘君		

○議会事務局出席者

事務局長	藤原豪二君	次長	佐藤和恵君
議事係長	橋本勝君	議事係	寺田好君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第3回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番古館繁夫さん、1番高橋秀明さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る2月27日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君）〔登壇〕 平成30年第3回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る2月27日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本日、6日、第1日目は、初めに町長から行政報告を受けます。その後、報告第5号総務文教厚生常任委員会からの事務調査結果を報告いたします。続いて、同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてから、議案第24号平成29年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）についてまでを審議します。平成29年度関連議案の審議後に、平成30年度関連議案である議案第25号美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第57号平成30年度美幌町病院事業会計予算についてまでの33件を一括上程

した後、町長から町政執行方針、教育長から教育行政執行方針を受けます。その後、一般質問に入りますが、通告順に、戸澤義典さんの1名を予定しています。

第2日目、7日は、前日に引き続き一般質問を行い、中嶋すみ江さん、坂田美栄子さん、稲垣淳一さん、吉住博幸さん、高橋秀明さんの5名を予定しています。

第3日目、8日は、第2日目に引き続き一般質問を行い、大江道男さん、上杉晃央さん、岡本美代子さんの3名を予定しています。その後、平成30年度関連議案の説明を受けます。

第4日目、9日は、前日に引き続き平成30年度関連議案の説明を受けます。

第5日目、10日土曜日及び第6日目、11日日曜日は休日休会となります。

第7日目、12日及び第8日目、13日は、開会后、本会議を休憩し、各議員が議案の疑問点を整理します。

第9日目、14日及び第10日目、15日は、各議員が議案の疑問点を整理し、資料を要求したものに対し、関係部局が資料を作成するため、議決休会とします。

第11日目、16日は、平成30年度関連議案の質疑を行います。

第12日目、17日土曜日及び第13日目、18日日曜日は休日休会となります。

第14日目、19日及び第15日目、20日は、第11日目に引き続き、平成30年度関連議案の質疑を行います。

第16日目、21日祝日は休日休会となります。

第17日目、22日は、第15日目に引き続き、平成30年度関連議案の質疑を行います。その後、本会議を休憩し、会派等による審議を行います。その後、本会議を再開し、平成30年度関連議案の表決を行った後、報告案件などを予定しています。

次に、本定例会において、団体からの陳情及び意見書の提出を求める陳情・要望を3件受理していますので、その取り扱いに

ついて報告します。

靖国神社国営化阻止道民連絡会議からの日本国憲法の尊重・擁護に関する要請、美幌地区連合からの地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する陳情、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議に関する陳情については、資料配付の措置といたしました。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日3月6日から3月22日までの17日間としますが、議案審議の進行状況によっては、日程を順次繰り上げるなど調整することもありますので、御承知おき願います。

本定例会は、新年度予算案を審議する重要な定例会であり、会期17日間の長丁場となりますが、慎重なる審議に議員各位の協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応を申し上げ、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本定例会の会期を本日から3月22日までの17日間とし、疑問点整理及び資料作成に要する日程確保のため、3月14日から3月15日までの2日間を休会とすることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議会運営委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、会期は本日から3月22日までの17日間とし、3月14日から15日までの2日間を休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行い

ます。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、鈴木農業委員会会長、所用のため、松本選挙管理委員会委員長、所用のため、明日以降、欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコン使用を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに平成30年第3回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、美幌町立国民健康保険病院の医師の退職についてであります。

昨年の8月に採用いたしました外科の森崎善久医師から、去る1月23日、一身上

の都合（家族の介護）により、平成30年3月31日付をもって退職したい旨、退職願の提出があったところであります。

町といたしましては、慰留に努めてまいりましたが、本人の意思を尊重して、退職を承認した次第であります。

森崎医師の退職により、平成30年4月以降、外科の常勤医師は1名体制となりますので、後任医師の確保に向けて最大限の努力を重ねてまいりたいと存じます。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

まず、平成29年度にかかわる案件といたしまして、人事案件について、同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任については、奥谷公敏氏は、本年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き、同氏を選任いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、澤田孝一氏、関美恵子氏は、本年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き、両氏を推薦いたしたく、御意見を賜りたいのであります。

町道路線の一部廃止について、議案第16号町道路線の一部廃止については、消防庁舎改築事業に伴い、第217号道路の終点を変更し、町道路線の一部を廃止しようとするものであります。

平成29年度各会計補正予算について。

一般会計につきましては、役場庁舎改築基金積立金として9,000万円、担い手確保・経営強化支援事業（大豆用コンバイン導入）の補助金として469万5,000円、その他、事務事業の確定に伴う整理、債務負担行為及び地方債の変更などを行おうとするものであります。

特別会計及び企業会計につきましては、国民健康保険特別会計については、共同事業の確定に伴う拠出金の減額などを、後期高齢者医療特別会計については、電算機器経費の確定に伴う事務費の減額を、介護保

険特別会計については、利用者数の増加に伴う高額介護サービス給付費の増額などを、公共下水道特別会計については、建設事業費の確定に伴う減額などを、個別排水処理特別会計については、個別浄化槽設置工事費の確定に伴う減額などを、水道事業会計については、水道管路整備事業の確定に伴う建設改良費の減額などを、病院事業会計については、医療機器更新事業費の確定に伴う建設改良費の減額などを行おうとするものであります。

次に、平成30年度にかかわる案件といたしましては、条例の制定及び改正について、議案第25号美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について及び議案第26号美幌町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、関係法令の一部改正に伴い、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱いに関する規定などを定めようとするものであります。

議案第27号美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定については、国民健康保険法などの一部改正に伴い、美幌町国民健康保険運営協議会の委員の任期などを改正しようとするものであります。

議案第28号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、国会議員の選挙などの執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、共通投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬について追加しようとするものであります。

議案第29号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定については、国民健康保険法などの一部改正に伴い、財政運営の責任主体が北海道へ移行することから、国民健康保険基金の処分に関する規定について改正しようとするものであります。

議案第30号美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、外来等に係る医療費助成の対

象範囲を小学校就学前から中学生まで拡大するため、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第31号美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項について改正するものであります。

議案第32号美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地特例の適用の範囲が見直されたことから、保険料を徴収すべき被保険者について改正しようとするものであります。

議案第33号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、介護保険事業計画の見直しに伴い、平成30年度から平成32年度までの介護保険料率などを定めようとするものであります。

議案第34号美幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定については、介護保険法の一部改正に伴い、居宅介護支援事業者の指定権限が町に移譲されることから、その基準について定めようとするものであります。

議案第35号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について及び議案第36号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第37号美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定については、介護保険法

の一部改正に伴い、国の基準省令が改正されたことから、それぞれ所要の改正を行うものであります。

議案第38号美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定については、本年9月に改築オープン予定の町民会館について、諸室の名称及び使用料金を定めようとするものであります。

議案第39号美幌町中小企業振興条例の一部を改正する条例制定については、農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、引用する文言について改正しようとするものであります。

議案第40号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定については、公営住宅法等の一部改正に伴い、家賃の決定に関する規定などについて改正しようとするものであります。

議案第41号美幌町都市公園の配置及び規模の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例制定については、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積割合を定める必要があることから、公園施設に関する制限について追加するものであります。

議案第42号美幌町公共下水道設置条例の一部を改正する条例制定については、都市計画用途地域の変更に伴い、公共下水道の位置及び排水区域、排水区の面積及び計画人口などについて改正しようとするものであります。

議案第43号美幌町公営企業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例制定については、地方公営企業法等に基づき、減債積立金を使用して企業債を償還した場合の利益を処分する規定について追加しようとするものであります。

指定管理者の指定について。

議案第44号美幌峠レストハウス展望休憩室については、本年3月31日をもって指定期間が満了することから、引き続き、美幌商工会議所を指定管理者に指定しよう

とするものであります。

議案第45号美幌ターミナル物産センターについては、同じく指定期間が満了することから、引き続き、美幌観光物産協会を指定管理者に指定しようとするものであります。

議案第46号美幌町職業訓練センターについては、同じく指定期間が満了することから、引き続き、職業訓練法人美幌職業訓練協会を指定管理者に指定しようとするものであります。

議案第47号美幌みどりの村については、同じく指定期間が満了することから、引き続き、一般財団法人美幌みどりの村振興公社を指定管理者に指定しようとするものであります。

議案第48号美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコート及び議案第49号美幌町B&G海洋センターについては、同じく指定期間が満了することから、引き続き、特定非営利活動法人美幌町体育協会を指定管理者に指定しようとするものであります。

なお、平成30年度各会計予算につきましては、後ほど、平成30年度町政執行方針において総括的に御説明の上、各議案につきまして逐次御説明を申し上げますので、慎重なる御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。行政報告と提出案件の概要説明といたします。

○議長（大原 昇君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第5号

○議長（大原 昇君） 日程第4 報告第5号総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

職員に、報告書の調査の結果についてのみ朗読させます。

○議事係長（橋本 勝君） 3、調査の結果。

日本の子供たちの学力は、国際的に見

て、成績は上位にあるものの、判断力や表現力が乏しいことや、学習意欲が必ずしも高くなく、学習習慣が十分身につけていないなどの課題が指摘されている。

これからの子供たちには、基礎的、基本的な知識や、技能のほか、これに加えて、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを含めた幅広い学力、確かな学力を育てることが必要である。

また、日本の深刻な人口減少の進展は、地方の過疎化、生産人口の減少や消費市場の縮小、税収の減少など、地域経済に大きな影響を与える重要課題である。

美幌町における2040年の推計人口は、1万2,941人、現在の35%以上減少する見込みとなっており、人口減少を緩やかに抑える積極的な取り組みが必要である。

このような状況を踏まえ、当委員会では、学力向上・習熟度向上対策、移住定住・人口減少対策について着目し、道内の先進地を視察調査したので、その代表的な取り組みを紹介したい。

石狩市（平成29年12月1日現在人口5万8,505人）の石狩市立花川小学校（平成29年8月末現在児童数292名）は、平成24年度から学校力向上に関する総合実践事業の指定校となり、学校全体で学習規律や基礎学力を保障する指導を徹底させ、日常の授業づくりや学習時間確保の工夫等を行うことで、児童の学力向上を目指している。

学力の向上には、日常の授業を充実させることが大切であり、教師が教材研究し、授業展開の構想を実現させるためにも、児童の学習規律を定着させることは必要不可欠である。

立腰を合言葉に、学習時の正しい姿勢を身につけ、大事な場面での説明をしっかりと聞かせることや、習得を確実にするノート指導、補充的な学習指導として、朝の授業前・給食前・放課後・夏休み・冬休み学

習会を実施しており、学校支援地域本部による休み時間の学習支援も行っている。

算数の学習は全時間で、複数の教師が協力して授業を行うチームティーチングによる学習指導を行っており、習熟度別少人数指導も計画的、効果的に位置づけている。

明確な数値目標の設定と検証がされており、漢字、計算での最低保障学力評価テストにおいては、正答率8割以上の児童を学校全体の90%以上にする取り組みや、教員が1年間に1人2回以上授業を公開していることも成果を上げている要因である。

東川町（平成29年12月1日現在人口8,324人）は、平成5年に人口7,000人を割り込んだが、町の長所を生かした写真の町事業や、町独自の魅力ある施策により人口を増加回復させ、平成26年に目標人口の8,000人を達成した。

東川町には、道内外からの移住者も多く、景観住宅建築支援などにより、宅地造成、民間賃貸住宅・戸建て住宅建築も堅調な状況が続いている。移住者の多くは、美しい景観と住みやすい環境を生かしながら、新規起業支援事業を活用し、木工クラフト工房、雑貨、パン屋、レストランなど数多く起業している。

また、地域を活性化する取り組みの一つとして、ひがしかわ株主制度を創設しており、四つのプロジェクト・10事業に目標金額と期限を設定し、さまざまな事業を展開している。

町へ投資（寄附）した株主は、町内宿泊施設の優待利用や株主総会への参加、農産物の宅配など、投資した株数に応じた株主優待を受けることができ、町に魅力を感じ、応援してくれる交流人口の増加に寄与している。

昭和60年には、東川町の代名詞である写真の町宣言を行い、国際写真フェスティバル「東川町フォトフェスタ」や写真甲子園の開催など、写真文化が大きなエネルギーとなるオンリーワンのまちづくりにつな

がっており、写真の町を通じて得られた出会いを大切な人脈として、さまざまな分野で生かしていることもまちづくりの成功の鍵となっている。

また、全国初の町立日本語学校を開校し、東アジア諸国を中心に、日本語教育を通じて国際交流や人材養成を行っていることも特徴的である。

人間、資源、財源を常に意識し、前例がなく、他市町村でやっていないからこそ取り組む町長の思いが職員の行動変革に結びつき、まちづくりの原動力となっている。

以上のとおり、先進地も含め調査、検討する中で、委員会として意見の集約を見たので、ここに報告する。

1) 学力向上・習熟度向上対策について。

ア、石狩市立花川小学校の学力向上の取り組みについて調査した結果、目標を達成するために最も重要なのは人の力の総和であることを改めて確認することができた。美幌町の教職員全員が同じ目標に向かうよう、日々の授業づくりのための情報交換や、いつでも互いに授業を見せ合う雰囲気醸成など、学校全体がチームとなった学校力向上に期待したい。

イ、学習時の正しい姿勢「立腰」や机上のルールを意識させるなど、学習規律定着の取り組みにより、児童の集中力向上を期待する。

ウ、美幌町においても、習熟度向上のため、町独自の教員定数加配の取り組みなどが行われているが、今後、小学校高学年の英語が教科と位置づけられるほか、グループでの話し合いや討論などを取り入れるアクティブラーニングという新しい学習方法も導入されている中、これまで以上の準備、支障が出ない体制づくりが不可欠である。少子化による学級・教員配置の減少が続く中、財政負担の問題もあるが、美幌町独自の教員定数加配に力を入れるなど、体制づくりの充実を望む。

エ、美幌町の小学校児童、教職員、保護者、地域の方々が一体となった取り組みにより、学力の向上を期待したい。

2) 移住定住・人口減少対策について。

ア、東川町は、町の特徴を生かした東川スタイルを情報発信し、移住地、国際交流のまちとして選ばれる先駆的自治体として知名度を高めている。美幌町の優位性として、国道4本が交差する交通の要衝であることや、空港へのアクセスの利便性、国保病院を基幹とした病診連携の安心のまち、豊かで恵まれた自然景観など立地条件のよさを前面に出し、あらゆる媒体を活用した、より積極的な情報発信を望みたい。

イ、進行する人口減少を緩やかに抑え、美幌町人口ビジョン及び総合戦略を確実に推進するためにも、若者が起業しやすい支援策の拡充、住宅取得助成、子育て支援策の拡充など、若者の移住促進に効果的な施策の実施を期待したい。

ウ、人口減少対策のための事業を重点化し、ふるさと納税（寄附金）を活用した取り組みを進め、町の営業マンとして町長と職員が一体となった挑戦するまちづくりに期待したい。

○議長（大原 昇君） 本件について、委員長より報告を求めます。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 総務文教厚生常任委員会が、先進地も含め、調査、検討し、集約した意見は、ただいま職員が朗読したとおりであります。

当委員会の報告が美幌の未来を担う子供たちが生き生きと学び、進行する人口減少を緩やかに抑えるための施策の検討に少しでも役に立つことを期待して、委員長としての口頭報告とさせていただきます。

○議長（大原 昇君） これから、委員長に対する質疑を行います。

13番古舘繁夫さん。

○13番（古舘繁夫君） 今、視察の報告を伺いまして、大変すばらしいところの視

察、また、委員会の中できちんと議論を深めたのだろうなと思いながら聞かせていただきました。

今、委員長からも、美幌町のこれからの子供たちや、教育委員会並びに定住や人口減少に対する思い、願い、そして、期待についてお話をされておりましたが、委員会の中では、なかなか活字にはできないけれども、美幌町との相違を感じたところもあったのではないかと思います。視察をされた二つの地域で、美幌と大きく違いがあったところや、そういうところをどんなふうにして改善できるか、並びに、そういう結果をもたらすようなものについて、委員会の中で発言や考えがあったのであれば御披露していただければと願っております。

以上です。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 古舘議員の質問にお答えいたします。

まず、教育委員会の関係のお話でございますが、私たちが見せていただいた花川小学校は、学校全体が一丸となって、校長、職員、地域の人たちも一緒になって授業に取り組んでいるという今まで前例のない手法だったと思います。

また、国の制度、道の加配制度を利用して、例えば1クラスで、今までは、チームティーチングという支援員を配置することを美幌町でも行っておりますが、花川小学校では、2人の支援員を国語と算数の時間に必ず配置されています。それから、あいている先生方は、ちょっと理解のできない子供たちがいるクラスがわかるので、自分の手がすいた時間にその教室に行って指導をするというすばらしい取り組みをしていたことが一番記憶に残っております。

また、東川の人口減少対策についてですけども、東川町では、職員の朗読にありましたように、町長が各町にPRして歩く

こともありますし、職員と一体となって、とにかく人口減少を抑えるために、町のいいところを全部PRするために活動しているというところが一番大きかったというふうに思っています。職員が失敗を恐れずに、とにかくアイデアを必ず取り入れて実践するというところがよいところかと思いました。

それから、一番印象に残ったところは、ひがしかわ株主制度と言いまして、目的を持って寄附をしていただいています。いろいろな目的の寄附ですから、日本語学校に寄附をしたいとか、企業を起こしたいとか、目的ごとに寄附を募るということで、最終的な寄附をしていただいた方への還元は、その町に来ていただいて、食堂や宿泊などのサービスを提供するということも含めて取り組んでいます。

また、町のよさを全部洗い出して、いろいろな手法を使って情報を発信しているということと、町に来てくれた人とは必ずつながりを持って、そのつながりをずっと継続し、それから輪を広げていくという手法をとっていると私たちは感じました。

口頭ではなかなか申し上げられませんが、委員の皆さんは最高にいい研修ができたと感じて帰ってきました。文章ではなかなかあわせないところもあるのですが、全て皆さんで相談した上でこういう報告とさせていただきますことになりました。

以上でおわかりいただけただけでしょうか。

○議長（大原 昇君） 13番古館繁夫さん。

○13番（古館繁夫君） ありがとうございます。

今、委員長から詳細なお話を伺いましたが、今まで視察同行をしていただく担当部局の方々が、議員と同じ目線でいろいろと議論をすることによって、職員の皆さんもいろいろな思いをそしゃくしていただいていると私は感じました。

今回、議会事務局の方が同行されて、教

育委員会の方は同行しなかったのだと思いますが、委員長の気持ち、お考えを述べていただきたいのですが、職員が同行することについての意義や考え方がもしあれば、委員長の見解で結構ですからお話をいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 職員の随行については、今、古館議員が言われたように、同じ目線で物を見て考えていただいて取り組んでいただくことが一番大きいことかと思っていました。

ただ、今回の花川小学校につきましては、私たち総務文教厚生常任委員会よりも先に教育委員会、教育委員の方々が視察をしているという状況がありました。それで、情報交換も少しはさせていただいておりましたので、そういう点では、私たちよりも先に強く思いを持ってくださっているのではないかと思います。

東川町につきましては、随行していただいて、よさを十分感じ取っていただけたらなおよかったと思います。国内でもこのような取り組みをしているところはそれほど数多くはないという思いがありましたので、ついていっていただけなかった分、細かいところまで報告させていただいたと思っています。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

以上で、総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告を終わります。

◎日程第5 同意第1号

○議長（大原 昇君） 日程第5 同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 8ページをお開き
いただきたいと思います。

同意第1号オホーツク町村公平委員会の
選任について御説明を申し上げたいと思
います。

オホーツク町村公平委員会委員奥谷公敏
氏は、平成30年3月31日をもって任期
満了となりますので、次の者を選任いた
したく、地方公務員法第9条の2第2項及
びオホーツク町村公平委員会規約第3条
第1項の規定により議会の同意を求め
るものでございます。

氏名につきましては、奥谷公敏氏であ
ります。

住所、生年月日については、議案に記
載のとおりであります。

以上、御説明を申し上げましたので、
よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（大原 昇君） これから、質疑
を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認め
ます。

これから、同意第1号オホーツク町村公
平委員会委員の選任についてを採決しま
す。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立
願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決
定しました。

◎日程第6 諮問第1号

○議長（大原 昇君） 日程第6 諮問第
1号人権擁護委員候補者の推薦についてを
議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 議案の9ページに

なります。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦に
ついて御説明を申し上げたいと思いま
す。

人権擁護委員澤田孝一氏、関美恵子氏
は、平成30年6月30日をもって任期満
了となりますので、次の者を候補者とし
て推薦いたしたく、人権擁護委員法第6
条第3項の規定により議会の意見を求
めるものでございます。

氏名につきましては、澤田孝一氏。

住所、生年月日につきましては、議案に
記載のとおりであります。

氏名、関美恵子氏。

住所、生年月日につきましては、議案に
記載のとおりであります。

以上、御説明を申し上げました。

どうかよろしくお願いをいたしたいと思
います。

○議長（大原 昇君） これから、質疑
を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認め
ます。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補
者の推薦についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、諮問のとおり適任とする意見に
賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、適任と答申するこ
とに決定しました。

◎日程第7 議案第16号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第
16号町道路線の一部廃止についてを議題
とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の1
0ページをお開き願います。

議案第16号町道路線の一部廃止につい

てを御説明申し上げます。

道路法第10条第1項の規定により、町道路線の一部を廃止しようとするものであります。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第16号関係であります。

今回の一部廃止につきましては、消防庁舎改築事業に伴い、町道第217号道路の一部を廃止しようとするもので、起点は栄町1丁目1番地4先で変わりませんが、一部廃止後の終点が栄町1丁目3番地2先から栄町1丁目2番地5先に変更となるものでございます。

議案の10ページにお戻り願います。

廃止前、廃止後の起終点の住所、最大幅員、最小幅員、総延長、実延長は記載のとおりでございます。

以上、御説明申し上げました。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第16号町道路線の一部廃止についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は11時10分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第17号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第17号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の11ページになります。

議案第17号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第11号）について御説明を申し上げます。

平成29年度美幌町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、主に年度末におけます執行残等の整理を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,492万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億1,416万9,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、第2表、債務負担行為補正で御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正で御説明を申し上げますので、16ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2表、債務負担行為の補正につきましては、三つの事業とも事業費の確定に伴う補正でございます。

17ページの第3表、地方債の補正でございます。

これにつきましても、事業費等の確定による補正でございますが、4番目の除雪車両整備事業につきましては、国庫補助金の補助対象経費が減額となったことから、辺

地債に振りかえを行ったことによる増額でございます。

なお、今回の補正により、地方債の総額が15億4,867万2,000円となります。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、30ページ、31ページをお開きいただきたいと思います。

3、歳出についてでございます。

30ページ、31ページにつきましては、執行残等の整理を行うものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

広報広聴費の補正額の財源内訳、その他の寄附金1万円についてでございますけれども、これにつきましては、1月9日に、札幌市在住の岡田静子様より、町広報推進に役立ててほしいと1万円の御寄附があったものを広報広聴事業に充当するものでございます。

次に、4目、財産管理費の庁舎改築等事業費の増、積立金9,004万3,000円の増額でございますけれども、これにつきましては、役場庁舎建設に向け、今補正に係る財源余剰分の積み立てを図るもの、また、利息分について補正を行うものでございます。

なお、今回の補正に係る各種基金の本年度末予定残高については、参考資料の2ページに添付をさせていただいております。

次に、6目、辺地対策費の補助金、生活バス路線運行維持費補助金76万5,000円の増額でございますけれども、当初予定より運行距離数が伸びたためによる増額でございます。

次に、7目、交通安全費の扶助費、運転免許自主返納者交通費助成でございます。20万円の増でございますけれども、当初は100件分を見込んでおりましたが、2月末現在で94件の申請があったことから、10件分について追加を行うものでござ

います。

次に、35ページをお願いいたします。

9目、財政調整等基金費の先ほどと同じ補正額の財源内訳のその他の欄の寄附金2万円でございます。これにつきましては、1月16日と1月26日に、図書館蔵書充実に役立ててほしいとそれぞれ匿名の方から各1万円ずつの御寄附があったものを財政調整基金に積み立てを行うものでございます。

次に、37ページになります。

3款、民生費の社会福祉総務費、一番下の償還金利子及び割引料69万6,000円の増額につきましては、平成27年度及び平成28年度の臨時福祉給付金事務費補助金精算に伴います返還金でございます。

次に、39ページになります。

繰出金の一番上の国民健康保険特別会計繰出金108万5,000円の増につきましては、国保財政安定化支援事業分の増により増額の補正でございます。

次に、41ページでございます。

41ページにつきましては、年度末における整理を行おうとするものでございます。

次に、43ページ、4款、衛生費の保健衛生総務費、3の他会計負担事業費、負担金、病院事業会計負担金の684万7,000円の増につきましては、小児医療及び不採算地区病院に要する経費の増があったための増額でございます。

次に、45ページになります。

45ページにつきましては、執行見込みなどによる整理を行おうとするものでございます。

次に、47ページ、6款、農林水産業費の4目、農業振興費、8の農業振興施設等整備事業費の補助金、担い手確保・経営強化支援事業補助金469万5,000円の増につきましては、大豆コンバイン1台導入のための補助金で、全額が道補助金となります。

次に、49ページでございます。

2項、林業費、1目、林業総務費の林業推進事業費積立金97万5,000円の増でございますけれども、これにつきましては、森林整備協定に基づく寄附金として、12月13日及び18日に、株式会社宮田建設様から12万9,000円を、また、2月26日にNPO法人コンベンション札幌ネットワーク様から84万2,604円、それと利子の増によるものを、未来への森林づくり基金へ積み立てを行うものでございます。

次に、51ページになります。

8款、土木費でございますけれども、このページは、事業費の確定等により整理を行うものでございます。

次に、53ページ、公共下水道費の公共下水道特別会計繰出金597万3,000円の増につきましては、雨水処理分流式下水道に要する経費の増によるものでございます。

次に、55ページ、教育費の2項、小学校費の1目、学校管理費、3項、中学校費の1目、学校管理費、それぞれ学校管理事業費の中で燃料費と光熱水費が増額となっておりますけれども、これにつきましては、単価アップ及び使用料の増によるものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。

このページから61ページまでは、執行見込み等による整理を行うものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、22ページ、23ページにお戻りいただきたいと思っております。

2、歳入についてでございます。

10款の地方交付税、地方交付税の増、7,468万9,000円の増につきましては、普通交付税が36億9,468万9,000円で確定されたことによるものでございます。

次に、25ページでございます。

道支出金の5目、商工費道補助金でございます。

観光費補助金、美幌峠施設改修の自然環境整備交付金の減、350万円が減したことによりまして、その下の地域づくり総合交付金に振りかえを行ったものでございます。

次に、27ページになります。

寄附金につきましては、先ほど歳出のほうで説明をさせていただいたとおりでございます。

次に、29ページでございます。

雑入の中の三つ目の物品等売払の増の410万6,000円の増につきましては、資源物の買い取り単価の増等による増額の補正でございます。

詳細につきましては、先ほど第3表のほうで御説明をさせていただきましたので、省略させていただきたいと思っております。

以上、御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 33ページで2項目、お願いしたいと思っております。

庁舎改築等事業費の増の積立金9,004万3,000円ということで、今回、9,000万円を改築のために積むということですが、最終的な目標額と、今後の財政事情によるので難しいと思っておりますけれども、各年度のある程度の予定があれば、どの程度積んでいくのかについてお知らせいただきたいと思っております。

それから、下の交通安全対策推進事業費の扶助費の運転免許自主返納者の交通費助成についてですが、今年度の2月末で94件ということで、不足分の10件分を計上するということですが、町が実施した平成28年度以前の実績を含めてトータルで何件の自主返納があったのか、その数字について説明いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） まず、1点目の庁舎改築に伴います積立金、基金の予定額でございますが、おおむね10億円の積み立てを予定しているところでございます。

今回の補正で4億9,000万円程度の積み立てということになりますので、平成31年度末には10億円の積み立てを行いたいと思っています。例えば、今回の5月の補正を含めて積める範囲で積んでいくということで、平成31年度末に10億円の基金残高を目指して積み立てをしていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（田中三智雄君） 過去の運転免許証自主返納の件数でありますけれども、平成28年度から実施しておりますので、28年度の件数でいきますと152件となっております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 私がお聞きする場所は、35ページと53ページであります。

まず一つ目は、防災対策事業費の減ということで、46万2,000円、消耗品費が減になっておりますが、例えば、品物の単価が低くてこのぐらいの残が出てきたのか、その事情をもう少しお知らせ願いたいということです。

同じ諸費ですけれども、駐屯地強化ということで嘱託職員賃金が15万6,000円減となっております。これは、賃金ですからお勤めになった日数との絡みがあると思うのですが、この嘱託職員の賃金という計算上、日数が満たなかったのだらうということも考えられますので、この事情をお教えください。

以上が35ページの部分です。

次に、53ページでお聞きしたいのは、消防費についてです。議会を代表して広域

事務組合に議員を派遣しておりますが、1,143万5,000円の負担金ということで、もう少し内容をお聞かせいただきたいと思っております。

大きい項目で三つについてお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） まず、35ページの防災対策事業の消耗品の46万2,000円の減額につきましては、主に毛布400枚を購入しております、この単価が予想を下回ったことによる減額でございます。

それから、同じ費目の3の駐屯地強化充実推進事業費の減、嘱託職員賃金15万6,000円の減につきましては、平成29年度から嘱託職員を採用しておりますけれども、退官後に日割りの計算の月が出てきたということで、15万6,000円の減ということになっております。

次に、消防負担金の減額分でございますけれども、当初予定していた予算よりも職員が1名減になっているところと、それに伴いまして、退職手当組合の負担金等々の減ということで、総額の減となっております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 消防のほうで再度お聞かせ願いたいのですが、負担金というのは、広域事務組合ですから美幌町が当然負担すべき項目のお金だと思っておりますけれども、職員が1人減ということは、途中で発生するのでしょうか。

まだ平成29年度が終わったわけではないですが、1年前に職員の配置云々ということで行われるべきであって、途中で職員が退職して1名減のために負担金が減ったという説明ならわかるのですが、いま一度、そこら辺をお教え願えないでしょうか。

負担金の目的は、しかるべきものを負担

するものだと思っていましたので、そこに職員という絡みが出てきた場合に、途中からの発生だったのか、そこら辺も含めて、もう少し教えていただけませんか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 恐らく、消防本部内の異動、あるいは美幌から津別消防のほうに異動になるという形での給与の負担割合が変わってきたということだと認識しております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 39ページの障害福祉給付事業費の減というところです。福祉ハイヤーの利用料助成のところが減額になっています。この減額というのは、利用しづらい状況があるのではないかという思いがあります。それから、手続をしに行くのも難しい状況もふえてきているのではないかという思いがあるのですが、その点の状況としてはどうなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまの福祉ハイヤーの利用助成でございますけれども、減額につきましては、利用しづらいということではなく、対象者の減、利用者数の減少ということがあります。主に透析患者の利用者数を当初は63名で見えていたけれども、58名と人数が減ったことによって157万5,000円の減額ということで、主な理由は利用者人数の減でございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第17号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第11号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第18号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第18号平成29年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の63ページをお開き願います。

議案第18号平成29年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、療養給付費など年度末における事務事業の確定等に伴う補正を行おうとするものであります。

平成29年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ958万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,641万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更につきましては、第2表、債務負担行為補正により御説明いたします。

66ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正、電子計算機借上料の限度額について、金額の確定に伴い31万3,000円を減額し、1,726万3,000円に変更しようとするものであ

ります。

次に、歳出について御説明いたしますので、74ページ、75ページをお開き願います。

3、歳出、1款、総務費は、一番上にあります社会保障・税番号制度対応システム改修委託料につきまして、平成30年7月の特定個人情報データ標準レイアウトの改定に向け、予算措置をいたしたところですが、内容の一部が見直され、現行システムで対応できることから、減額するものでございます。

他につきましては、額の確定に伴う執行残でございます。

2款、保険給付費につきましては、実績及び今後の見込みを推計し、一般被保険者療養給付費と次のページ上段の一般被保険者高額療養費を増額し、退職被保険者等療養給付費及び一般被保険者療養費を減額するものでございます。

76ページ、77ページをお開き願います。

7款、共同事業拠出金につきましては、国保連合会からの共同事業拠出金の確定及び見込みにより高額医療費拠出金を1,506万6,000円、保険財政共同安定化事業拠出金を3,077万9,000円、それぞれ減額するものでございます。

8款、保健事業費につきましては、国保加入者のがん検診、エキノコックス症検査、肝炎ウイルス検査の費用を負担するもので、それぞれ検診検査人数の確定に伴い減額するものでございます。

9款、基金積立金につきましては、預金利率の減により14万6,000円を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、70ページ、71ページをお開き願います。

2、歳入、5款、道支出金、2項、道補助金につきましては、国保病院の直営診療施設整備事業に係る特別調整交付金135

万円の増額でございます。

6款、共同事業交付金につきましては、国保連合会の確定通知等により、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金を増額するものでございます。

7款、財産収入につきましては、預け入れ利率の減による国民健康保険基金利子の減額でございます。

72ページ、73ページをお開き願います。

8款、繰入金につきましては、国保財政安定支援事業等の確定に伴い、一般会計繰入金を108万5,000円増額し、共同事業交付金の増及び共同事業拠出金の減額に伴い、国民健康保険基金繰入金を5,101万6,000円減額するものでございます。

なお、平成29年度末の基金残高につきましては、参考資料2ページに添付させていただいておりますが、1億6,611万5,000円の見込みであります。

以上、御説明申し上げます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第18号平成29年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第19号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第19号平成29年度美幌町後期高齢者医

療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の81ページをお開き願います。

議案第19号平成29年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末における事務事業の確定等に伴う補正を行おうとするものであります。

平成29年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,626万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更につきましては、第2表、債務負担行為補正により御説明いたします。

84ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正、電子計算機借上料の限度額について、金額の確定に伴い、28万7,000円を減額し、1,582万5,000円に変更しようとするものであります。

次に、歳出について御説明いたしますので、90ページ、91ページをお開き願います。

3、歳出、1款、総務費につきましては、執行残等により印刷製本費及び電算機器借上料を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、88ページ、89ページをお開き願います。

2、歳入、2款、繰入金につきましては

は、事務費の減に伴う事務費繰入金を11万1,000円減額するものでございます。

以上、御説明いたしました。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第19号平成29年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第20号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第20号平成29年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の93ページをお開き願います。

議案第20号平成29年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、高額介護サービス給付費など年度末における事務事業の確定等に伴う補正を行おうとするものでございます。

平成29年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ198万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億148万3,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更につきましては、第2表、債務負担行為補正により御説明いたします。

96ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正、電子計算機借上料の限度額について、金額の確定に伴い、39万1,000円を減額し、2,157万9,000円に変更しようとするものがあります。

次に、歳出について御説明いたしますので、104ページ、105ページをお開き願います。

3、歳出、1款、総務費は、一番上にあります社会保障・税番号制度対応システム改修委託料につきまして、平成30年7月の特定個人情報データ標準レイアウトの改定に向けて予算措置をいたしたところでございますが、内容の一部が見直され、現行システムで対応できることから減額するものでございます。

電算機器借上料につきましては、額の確定に伴う執行残でございます。

2款、保険給付費につきましては、高額介護サービス費の実績見込みにより増額補正を行うものでございます。

3款、地域支援事業費につきましては、手数料、委託料、それぞれ件数の実績見込みにより増額するものでございます。

106ページ、107ページをお開き願います。

4款、基金積立金につきましては、預け入れ利率の減により減額するものです。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、100ページ、101ページをお開き願います。

2、歳入、3款、国庫支出金、1項、国

庫負担金と2項、国庫補助金、1目、調整交付金につきましては、高額介護サービス費の増に伴い増額するものでございます。

その下の2目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、システム改修委託料の減額に伴い45万円を減額するものでございます。

3項、地域支援事業交付金につきましては、介護予防プラン作成委託料等の増に伴い増額補正するものでございます。

4款、支払基金交付金、その下の5款、道支出金につきましては、高額介護サービス費及び介護予防プラン作成委託料等の増に伴い増額するものでございます。

6款、財産収入につきましては、預け入れ利率の減により介護保険基金利子の減額でございます。

102ページ、103ページをお開き願います。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、1目、介護給付費繰入金は高額介護サービス費の増、2目、地域支援事業繰入金は、介護予防プラン作成委託料等の増に伴う増額補正で、4目、その他一般会計繰入金は、事務費の減による減額補正でございます。

2項、基金繰入金につきましては、高額介護サービス費の増額見込みより53万8,000円を増額するものです。

なお、平成29年度末の基金残高につきましては、参考資料2ページに添付していただいておりますが、977万9,000円の見込みであります。

以上、御説明いたしました。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第20号平成29年度美

幌町介護保険特別会計補正予算（第6号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第21号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第21号平成29年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の109ページをお開き願います。

議案第21号平成29年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを御説明申し上げます。

平成29年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定などによる執行残などの整理を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億517万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,311万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表、地方債補正で御説明申し上げますので、112ページをお開き願います。

第2表、地方債補正であります。

公共下水道事業の限度額1億3,210万

円を終末処理場水処理設備機械及び電気設備更新工事の補助対象事業費の確定及び入札執行残による事業費の確定並びに下水道終末処理場施設ストックマネジメント基本計画策定及び終末処理場機械・電気設備資材価格調査業務等の委託料の入札執行残による事業費確定により4,510万円を減額しまして、限度額を8,700万円とするものであります。

下水道資本費平準化債につきましては、限度額4,570万円を対象となる起債借入額の確定により60万円を増額しまして、限度額を4,630万円とするものであります。

公共下水道事業特別措置分につきましては、限度額3,170万円を対象となる起債借入額の確定により640万円を減額しまして、2,530万円とするものであります。

次に、118ページ、119ページをお願いいたします。

3、歳出であります。

主に、事務事業の確定に伴う減額であります。増額分といたしましては、公共下水道事務費の使用料収納事務委託料6万9,000円は、水道事業に委託しております事務経費の確定に伴うもので、職員の会計間異動に伴い増額になったものであります。

終末処理場維持管理事業費の燃料費200万円は、終末処理場施設ボイラー用のA重油の燃料単価の改定に伴い増額となったものでございます。

公共下水道建設事業費のうち、下の終末処理場水処理施設機械設備更新工事4,393万8,000円と終末処理場水処理設備電気設備更新工事5,535万3,000円の減額は、国の社会資本整備総合交付金の交付額の確定に伴う減額であり、平成30年度に事業を先延ばしするものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます

ので、116ページ、117ページにお戻り願います。

2、歳入、下水道使用料311万7,000円の減額は、下水道使用料の減に伴う減額であります。

その下、国庫補助金5,678万8,000円の減額は、国の社会資本整備総合交付金の額の確定に伴う減額であります。

その下、一般会計繰入金597万3,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整による増額でございます。

その下、水洗便所改造等資金貸付金償還金34万円の減額は、新規貸し付けがなかったことに伴う減額であります。

その下、公共下水道債5,090万円の減額は、事業費の確定に伴う減額であります。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしく願います。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第21号平成29年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第22号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第22号平成29年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案123ページをお開き願います。

議案第22号平成29年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）についてを御説明申し上げます。

平成29年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,553万1,000円とするものであります。

第2項については、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表、地方債補正で御説明申し上げますので、126ページをお開き願います。

第2表、地方債補正であります。

個別排水処理施設整備事業の限度額3,220万円を、事業費の確定に伴い100万円減額し、3,120万円とするものであります。

次に、132ページ、133ページをお開き願います。

3、歳出であります。

工事請負費、個別浄化槽設置工事103万8,000円の減額は、当初の予定どおり10基新設工事を実施したところですが、新設工事人槽の確定によりまして、実績減となっておりますのでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、130ページ、131ページにお戻り願います。（「省略」と発言する者あり）

以上、説明を省略させていただきます。どうぞよろしく願います。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第22号平成29年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第23号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第23号平成29年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部（石澤 憲君） 議案135ページをお開き願います。

議案第23号平成29年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

総則、第1条、平成29年度美幌町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定等による執行残等の整理を行おうとするものであります。

業務の予定量の補正。

第2条、平成29年度美幌町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

給水戸数、年間総給水量、1日平均給水量は、使用量の減によるもので、主要な建設事業の減額は事業の確定及び執行残によるもので、それぞれ記載のとおりでござい

ます。

収益的収入及び支出の補正第3条と、次のページ資本的収入及び支出の補正第4条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

137ページをお開き願います。

企業債の補正。

第5条であります。水道施設整備事業は、浄水場消毒用薬品注入設備等の工事ほか2件の工事の入札減に伴うもので、限度額920万円を減額し、7,790万円とするものであります。

その下、水道施設等耐震化事業は、浄水場管理棟上屋などの耐震補強実施設計委託料の入札減に伴うもので、限度額を250万円減額し、640万円とするものであります。

その下、量水器収納筐設置事業は、入札及び個数の確定による実績減で、限度額を1,490万円減額し、6,930万円とするものであります。

たな卸資産購入限度額の補正、第6条につきましては、記載のとおりであります。

138ページ、139ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書の収益的収入及び支出の収入であります。

給水収益427万5,000円の減額は、水道使用件数、使用量の減によるものであります。

負担金214万2,000円の減額は、新設工事に伴う量水器設置件数の減によるものであります。

給水工事手数料265万7,000円の減額は、新設及び改造工事の減によるものであります。

下水道使用料賦課徴収受託料7万円の増額は、対象事務経費の確定に伴う増であります。

営業外収益の長期前受金戻入1,914万2,000円の増額は、減価償却費確定に伴う増であります。

その他雑収益 11万1,000円の減額は、対象事務経費の確定に伴う減であります。

140ページ、141ページをお開き願います。

収益的支出であります。

このページは、事務事業の確定及び入札減によるものであります。

142ページ、143ページをお開き願います。

減価償却費は、事業費の確定に伴う増、消費税につきましては、申告納付額の確定による増であります。

144ページ、145ページをお願いします。

資本的収入及び支出であります。

企業債 2,660万円の減額は、企業債の補正で説明させていただいたとおりであります。

国庫補助金 109万4,000円の減額は、浄水場管理棟上屋など、耐震補強実施設計委託料の入札減によるものであります。

分担金 200万円の減額は、豊幌地区で新たな給水申し込みがなかったことによる減であります。

一般会計出資金 80万円の減額は、浄水場管理棟上屋など、耐震補強実施設計委託料の入札減によるものであります。

146ページ、147ページをお願いいたします。

資本的支出の建設改良費につきましては、いずれも事業量の確定及び入札減による減額補正で、日並浄水場耐震補強実施設計委託料は、浄水場管理棟上屋などの耐震補強実施設計委託料の入札減、水道施設整備事業は、浄水場消毒用薬品注入施設整備工事ほか2件の工事の入札減であり、簡易水道等施設整備工事は対象工事がなかったことによるものであります。

その下、量水器、量水器筐につきましては、入札及び設置個数の確定による実施減

であります。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第23号平成29年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第24号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第24号平成29年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案155ページをお開き願います。

議案第24号平成29年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支では、年度末における執行見込みを踏まえた予算の整理と繰入金など他会計からの補助金、負担金の補正を、資本的収支では、医療機器の購入費の確定に伴う予算の整理と企業債及び国保会計からの補助金収入について補正を行おうとするものであります。

第1条、平成29年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量の補正と第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、それぞれ執行見込みを踏まえた補正を行うもので、内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

次に、156ページ、157ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収支の不足額を1億2,722万9,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補う補正を行うものであります。

内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第5条の企業債の補正につきましては、医療機器更新等の事業費確定及び国保調整交付金の補助採択により、起債限度額を630万円減額し、1億2,410万円にしようとするものであります。

第6条の他会計からの補助金の補正につきましては、一般会計及び国保会計からの補助金として、それぞれ記載のとおり補正を行うものであり、内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

第7条のたな卸資産購入限度額の補正につきましては、薬品費の執行見込みから購入限度額を2億7,120万円に改めるものであります。

次に、158ページ、159ページをお開き願います。

医業収益の補正であります。

入院収益2,560万円の増、外来収益2,490万円の増は、いずれも患者1人当たりの診療収入の増加により増額の補正を行うものであります。

その他医業収益は、予防接種及び人間ドックの件数増により、それぞれ記載のとおり増額補正を行うものであります。

一般会計負担金、小児救急に要する経費82万4,000円の減は、特別交付税の交付基準の見直しに伴う減額、医師確保に要

する経費11万7,000円の減は、対象経費の減による減額補正を行うものであります。

次に、医業外収益の補正であります。

一般会計補助金は、医師等研究研修に要する経費の執行見込みによる減額補正を、国保会計補助金は、病院が実施する健康管理事業に要した経費、インターネットによる医師確保対策経費、休日夜間における代替医師の賃金が国保特別調整交付金の補助採択となったことから、それぞれ増額補正を行うものであります。

一般会計負担金の建設改良に要する経費は、企業債償還利息の減額に伴う減額補正を、小児医療に要する経費及び不採算地区病院の運営に要する経費は、特別交付税の基準額の見直しに伴いそれぞれ増額補正を行うものであります。

今回の補正により、不採算地区病院の運営に要する経費としての繰入額は、総額で1億1,125万2,000円となるものであります。

次に、160ページ、161ページをお開き願います。

収益的支出の補正であります。

給与費の賃金、臨時職員賃金は、看護師、看護補助者に係る未執行分の減額補正を、法定福利費につきましては、臨時職員に係る共済費の未執行分を減額補正するものであります。

材料費の薬品費は、治療に必要な抗がん剤、輸血製剤等の増加による増額補正を、経費の消耗品費は、診療件数の増加に伴う診療及び検査に必要な記録用紙、検体ラベル、寝間着などの使用数量が増加していることから増額補正を、賃借料は、在宅酸素、睡眠時無呼吸症候群のC P A P治療に必要な医療機器の借り上げが増加したことによる増額補正を、手数料につきましては、看護師紹介手数料の執行が当初計画の4名から2名になったことから減額補正を行うものであります。

研究研修費の旅費及び研究雑費につきましては、執行見込みを踏まえ、それぞれ減額補正を行うものであります。

医業外費用の企業債償還利息は、平成28年度借り入れ分の借入利息について、当初は0.5%で計上しておりましたが、実借入利息が0.01%になったことから減額補正を、一時借入金利息につきましても、当初の0.5%から0.03%の借り入れとなったことから減額補正を行うものであります。

次に、162ページ、163ページをお開き願います。

資本的収入の補正であります。

企業債の補正は、医療機器更新等事業費の確定と施設整備に対する国保特別調整交付金の採択により、相当額を借入額から減額するものであります。

国保会計補助金は、本年度に整備した人工腎臓装置が国保特別調整交付金の補助採択となったことから増額補正を行うものであります。

次に、164ページ、165ページをお開き願います。

資本的支出の補正であります。

器械及び備品購入費は、医療機器購入費用の入札執行残及び執行見込みにより減額補正を行うものであります。

企業債償還金は、昨年12月に増額補正をしてございます企業債繰上償還元金の額の確定により減額補正を行うものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 161ページで、二つのことについてお聞かせ願いたいと思います。

臨時職員賃金の補正は、少なくとも3月いっぱいの見込みを含めて出している補正

だと思っています。現実に賃金だけを見ると1,600万円を超える減額です。今までの体制という意味で、苦勞なさっているとは思っただけけれども、賃金が減ったとかふえたということではなくて、結果として職員が予定した人数はいなかったと私は解釈していますが、現実には少ない人数でもやってこられたと思っているのか、苦勞していると思っているのか、感想も含めて、職員確保という意味でお聞かせ願いたいのが1点です。

それから、その下の経費のところですけども、130万円の借上料について、もう少し具体的にお教え願いたいと思います。

今年度はあと1カ月くらいですが、これはもろもろを入れての130万円だと思いますけれども、どういう不都合があって、今回、計上になっているのか、内容についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 医療従事者の確保の関係でございますけれども、当初予定しておりました臨時職員、看護師、看護補助者の採用については、順調には行っておりませんで、当然、計画していた業務については、不足している中で、現存している職員が対応しながら進めてまいりました。ですから、体制としては不足している中で職員の皆様が苦勞して従事されてこられたという形になってございます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今のことに関して、賃金ということでは1,600万円ですが、時間的に他の職員に負担がかかっているとすれば、それなりの評価といいますか、例えば時間外とか、賃金ではないにしても、当然、かかわってくるものがあると思うのです。苦しいけれども、この人数でやってこられたということなのか、これは、今後の人員配置ということにも絡んで

くるし、何対何制度ということも含めて考えたときに、絶対に確保する人数を想定した賃金だと思っておりますが、今後、職員の確保も含めてどのような形で努力されるのか、負担がかかっているとすれば、その評価はどのように形としてあらわすのか、その部分についてお聞きしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 現存する職員の中で対応してきておりますけれども、今回採用できなかった職種につきましては介護職ということで、当初計画していたほどの応募がなかったということです。介護職につきましては、全体的に人材が不足している状況でございますので、今回、そういった職種の方を採用できなかったということが大きく影響しているものでございます。

その職種の業務につきましては、看護師が補足をしながら進めてきたところではありますけれども、今後も、引き続き、介護職の人材確保のために、例えば勤務形態の見直しなどを含めて再検討しながら進めてまいりたいと考えております。（「この件に関してはオーケーです」と発言する者あり）

それから、医療機器等借上料130万円の関係でございますけれども、借り上げにつきましては、在宅で酸素の療法をされる方の在宅酸素の借上料ということで、病院が借り上げて患者様に提供するという形で診療報酬を得るものでございます。

もう一つは、睡眠時無呼吸症候群の関係で、それに必要な医療機器を、こちらで病院が借り上げて患者さんに使っていただくことで診療報酬を得るというものでございますが、それらの件数について呼吸器内科の診療が増加したことによりまして借上料がふえているということで、今後必要な量ということでの計上でございます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さ

ん。

○10番（吉住博幸君） 僕は医者ではないから医療のことはわからないので、酸素を供給するためという限定つきでお聞かせ願いたいのですけれども、流れとして、患者さんの増というふうに解釈しましたが、それは顕著にあらわれているのか。そういう人に対応せざるを得ないという意味ではわかるのですが、酸素を提供する方々の傾向をお知らせ願いたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 酸素を使用される方もしくは睡眠時無呼吸症候群の治療が必要な方は、従来もいらっしゃったとは思っておりますけれども、今回、専門の治療ができる体制が整ったということで、患者さんもふえておりますし、今後もその対応がしていけるのだというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第24号平成29年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は13時45分といたします。

午後 0時16分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議会運営委員会を開きましたの

で、委員長から、その結果について報告を求めます。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 町長より追加の議案の提案の申し出がございましたので、先ほど議会運営委員会が開催されました。その内容と結果について申し上げます。

追加の行政報告については、御寄附についてとピョンチャンオリンピックの出場結果についての2件と、追加議案として、損害賠償額の決定及び和解についてと平成29年度美幌町一般会計補正予算という2件でございます。

議事の日程につきましては、3月8日の第3日目の一般質問の終了後に審議に入りたいと思います。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、追加行政報告及び議案第58号損害賠償の額の決定及び和解について、議案第59号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第12号）についてを、第3日目の日程に追加し議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、行政報告及び議案第58号、議案第59号を第3日目の日程に追加し、それぞれ議題とすることに決定しました。

◎日程第16 議案第25号から

日程第48 議案第57号まで

○議長（大原 昇君） 日程第16 議案第25号美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第48 議案第57号平成30年度美幌町病院事業会計予算についてまでの33件は、いずれも新年度関係の議案でありますので、この際、一括議題といたします。

これから、平成30年度町政執行方針について、町長の発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日ここに、平成30年度一般会計ほか特別会計及び事業会計予算並びにこれらに関連する議案の御審議をいただき平成30年第3回美幌町議会定例会に当たり、町政運営の基本的な考え方と、平成30年度予算の主な施策の考え方について申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願いするものであります。

私は、平成27年5月、多くの町民の皆様の御支持をいただき、町政執行に当たってまいり、任期の最終年度を迎えましたが、地方自治体を取り巻く環境が厳しい中、議長を初め議員各位並びに町民の皆様には格別なる御理解と御協力を賜るとともに、お力添えいただき、改めて感謝を申し上げます。

この間、小さな声にも耳を傾け、信頼と安心力を確かなものとし、町民の皆様が安全・安心に住み続けることができるよう、2期目のスローガンである「そして前へ！」をより推し進めるために、「さらに前へ」を基本として、町政運営に全力を傾注してまいりました。

昨年、戸長役場設置以来130年という節目を迎え、ふるさと「びほろ」が今後150年、200年へとさらなる発展を遂げるための歩みを着実に進め、次世代へしっかりとバトンを引き継いで行くことを改めて決意したところであります。

我が国の経済状況については、少子高齢化という大きな課題に立ち向かうため、「人づくり革命」と「生産性革命」を両輪とし、経済成長の果実を生かし、社会保障の充実を行い、安心できる社会基盤を築き、さらに経済を成長させ、誰もが生きがいを感じ、その能力を思う存分発揮することができる一億総活躍社会をつくり上げるため、昨年12月に「新しい経済政策パッ

ページ」が閣議決定をされました。

このパッケージの実行により、経済成長軌道を確かなものとし、持続的な経済成長を成し遂げ、一億総活躍社会の未来を切り開くことが少子高齢化の課題を解決することにつながるとされています。

また、若者から高齢者まで全ての人に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会の創造のため、人への投資と生産性の向上、賃上げ環境の整備により、デフレからの脱却を図るための投資によって、確かな取り組みを進めることが示されています。

本町においても、人口減少、少子高齢化は避けては通れない課題であり、今後予測されています人口減少により、福祉、労働、経済、教育などあらゆる分野において構造変化が生じてくることが予想され、これらの構造変化に対応できる施策の構築が必要であると考えております。

そのためにも、第6期美幌町総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、山積する課題に真正面から向き合い、「住んでいて良かったと思えるまち」また「住み続けたいと思えるまち」の創造により、夢と希望を持つことができるまちづくりを町民の皆様との協働により取り組んでまいりたいと考えております。

【町政運営の基本的な考え方】

まず、本年度における町政運営の基本的な考え方について申し上げます。

我が国の経済は、安倍政権が進めてきた景気回復の施策により改善は見られるものの、残念ながら、誰もが実感できるまでの広がりとはなっておらず、依然として厳しい状況が続いております。

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2017」では、働き方改革と人材投資を積極的に行い、一人一人の能力を引き上げることで、生産性向上を図り、成長と分配の好循環の拡大を図ることとされています。これにより、構造改革の加速

化が進み、地域の成長力や経済力の向上につながることが期待されております。

しかし、本町においては、人口減少が続き、景気の回復もいまだ一部にとどまっている状況が続いている中、今後においては、税収の伸び悩み、地方交付税の縮減など、自主財源の確保が厳しくなることも予想されます。

一方で、社会保障関連経費の増大や、子供子育て支援、防災対策、老朽化した公共施設の更新など、行政需要経費は増大していくことが見込まれます。

こうした中で、いかに財源の確保を図り、安定した行政サービスを提供していくことができるか、大きな役割として私たちに求められていることをしっかり認識し、住民ニーズを的確に把握しながら、緊急性や優先度を判断し、事業の選択と集中を図ることで、健全な財政運営と継続的、持続的な行政サービスの提供に努めてまいります。

本町の最上位計画であります第6期美幌町総合計画が策定され、3年目を迎えようとしております。総合計画に登載された事業の着実な実行と、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた人口減少対策を確実に実践することで、美幌町がさらに一歩前進できるものと確信をしているところであります。

知恵と工夫を出し合い、勇気を持ち、自治基本条例の理念に沿って、町民の皆様、議員の皆様とともに新しい美幌町の創造に全力を尽くしてまいりたいという覚悟であります。

【施策の基本的な考え方】

次に、本年度における施策の基本的な考え方について申し上げます。

平成30年度は、第6期総合計画の3年目、また、第2次財政運営計画の後期計画期間の初年度となります。

町民の皆様からの多くの御意見と議論により策定しました第6期総合計画の着実な実行に向け全力で取り組むこととし、ま

た、第2次財政運営計画については、厳しい財政状況を認識しながら、自治基本条例の趣旨に沿って、住民サービスの安定的かつ継続的な提供に努めてまいります。

人口減少が進む中、将来世代へ過度の負担を残さない、未来に責任を持った持続可能な財政運営に努めてまいる考えであります。

解決をしなければならない課題は数多くありますが、次世代・未来へと、地域資源のバトンをつなぎ、人がつながり、夢を抱き、ここにしかない「びほろ」のまちづくりを目指し、引き続き取り組んでまいります。

次に、第6期総合計画の五つの基本目標に基づき、施策の考え方を申し上げます。
<人をつくり、地域力を高めるまちづくりについて>

地域コミュニティの中心的役割を担っております自治会活動やボランティア団体の活動を積極的に支援するとともに、自治基本条例に基づく町民との協働によるまちづくりを進めるため、車座トーク、まち育講座、まち育出前講座などにより、広く町民の意見を伺い、向かい合い、話し合い、町民主権による自治の確立に向け取り組みを進めてまいります。

地域コミュニティ活動の中核となります地域集会室につきましても、長年の懸案でありました東町集会室の建てかえを行うとともに、各集会室の修繕に対する助成も行い、コミュニティ活動拠点の環境づくりに努めます。

行財政の運営につきましては、効率的で計画的な運営を図るため、昨年度に改定しました第2次財政運営計画・後期計画の着実な実行により、健全な財政運営に向けた取り組みの強化を図ってまいります。

また、高度化・多様化する行政需要に対する的確に対応を図るため、第4次行政改革大綱の基本方針であります町民満足度の向上、町民参加と協働の推進、効率的な行財

政運営を推進し、より一層質の高い公共サービスの提供に努めてまいります。

さらには、公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化した公共施設の更新に当たっては、集約化や多機能化の検討も行い、公共施設の総量の適正化を図りながら、将来に向け、財政負担の平準化に取り組んでまいります。

また、老朽化が進む公共施設整備においては、役場庁舎が建築から57年を経過し、昨年実施をいたしました耐震診断において、耐震不足との結果が出たことを踏まえ、災害発生時における対策本部機能の確保が喫緊なこと、また、バリアフリー化などさまざまな課題を抱えていることから、役場庁舎改築を行うこととしたところであります。

防災体制の整備については、1次避難所で過ごすことが困難な高齢者や障がいを持った方々などの避難所となる福祉避難所について、昨年度の特別養護老人ホーム緑の苑に続き、今年度は、老人保健施設アムニティ美幌に30名の受け入れを想定した備品を整備いたします。これにより、福祉避難所では130名の受け入れが可能となりますが、引き続き、他の避難所における備品整備もあわせて進めてまいります。

防犯対策につきましても、防犯灯などのLED化を本年度実施し、町民の皆様の安全・安心の確保を図るほか、防犯対策の関係団体との連携をさらに強めてまいります。

町内での交通事故死ゼロは、2月15日現在2,010日で、現在も継続中であります。このことは、本町における交通安全の取り組みに対する町民意識の高さはもとより、関係機関・団体の積極的な交通安全運動の取り組み結果であり、こうした取り組みに対し感謝を申し上げますとともに、今後とも町民の皆様と一丸となって取り組みを進めてまいります。

また、高齢者の交通事故未然防止のた

め、一昨年より実施しております運転免許証の自主返納者への交通費助成を引き続き行ってまいります。

一昨年の5月より、JR美幌駅が無人化され、利用される皆様には御不便をおかけしておりますが、引き続き、券売業務のあり方などについて協議を進めてまいります。

また、石北線の維持につきましては、石北線が果たすべき役割や必要性についてしっかりとした認識のもと、JRの利用促進もあわせて、オホーツク圏活性化期成会を中心とした広域的な協議のもと、対応を図ってまいります。

消防行政につきましては、近年、災害の大規模化・多様化により、災害時の活動拠点施設としての機能充実が必要であることから、消防庁舎の改築を進めることで、緊急体制、消防機能の充実を図ってまいります。

陸上自衛隊美幌駐屯部隊については、我が国の平和と道東の最強部隊としての任務を遂行され、あわせて災害時における支援活動など積極的な御支援をいただいております。地域における安全・安心の確保という面で非常に重要な役割を果たされておられます。

国において、新たな防衛計画の大綱と次期中期防衛力整備計画の策定に向けた作業が進められており、中でも中期防衛力整備計画において、第5旅団の機動旅団への改編が見込まれ、美幌に駐屯する第6普通科連隊もその対象となることから、改編及び増員に向けての効果的で具体的な陳情活動を協力諸団体一丸となって進めてまいります。

あわせて、戦車と火砲の集約、削減が進む中で、第101特科大隊の存続が不安視されていることから、火砲部隊の充実強化についても求めてまいります。

<自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護り合うまちづくりについて>

地域福祉は、自助、共助、公助のそれぞれの役割を分担し、深く連携を図りながら、その機能を最大限に発揮し、誰もが安心して自立した生活を送ることができる社会の創造が求められており、第2期美幌町地域福祉計画の理念であります「すべての人々がたがいに助け合い温かに暮らせるまちへ」を基本として、各種施策を推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、年々高齢化率が上昇している中、地域全体で支え合う社会の実現を図るため、昨年度策定をいたしました美幌町高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画の基本方針及び具体的展開方策に基づき各種施策を推進してまいります。

また、町内における介護従事者の確保を図るため、介護従事者資格取得に係る支援を行うこととし、国と一緒に介護職場における環境改善を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいを持たれている全ての方々が、住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた支援や、社会参加を推進するための環境整備など、地域社会全体の中で支え合う体制の構築に向け、施策を推進してまいります。

子育て支援につきましては、子供と家庭を取り巻く環境が変化してきている中、子ども・子育て支援事業計画に基づいた各種支援を実施し、仕事と子育てが両立できる保育サービスの充実や保護者負担の軽減を引き続き進めてまいります。

また、里帰り出産のため、町外で接種する乳幼児予防接種費用の助成対象者の拡大を図るとともに、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援による母子保健対策の推進、子育てに関する情報提供や相談など、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

医療費の助成につきましては、平成28年度に入院助成を中学生までに拡大したと

ころであります。子供が健やかに成長し、より一層安心して子育てができるよう、通院助成について、就学前から中学生までに拡大を図ることといたしました。

保健医療につきましては、町民の皆様が健康で心豊かに生活を送ることができるよう、昨年度策定をいたしました美幌町第Ⅲ期健康増進計画の実践により、健康教育、各種健診の受診勧奨を図るなど、総合的な健康づくりの推進を図ってまいります。

また、若年層における健診受診率の向上を図るため、これまで集団健診のみで実施をしていました40歳未満の生活習慣病健診を拡大し、町内医療機関への委託による個別健診実施により、受診機会の拡大を図り、あわせて受診項目の削減による時間短縮による健診体制の整備を図ります。

国保病院においては、4月より婦人科常勤医師の招聘により婦人科を開設する準備を進めておりますが、外科医師の退職により外科が1名体制となることから、外科医師の招聘活動に努め、診療体制の維持と充実に向けて取り組みを進めてまいります。

また、医療サービスの質の向上を図るため、医療機器の更新を引き続き図るとともに、医療従事者の確保及び経営環境の改善を進めながら、地域医療を守り、町民の皆様が安心できる医療体制の充実を図ってまいります。

<まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくりについて>

農林業の振興につきましては、農家戸数の減少や後継者不足の問題など、課題は数多く存在しておりますが、本町の基幹産業として、また農林業が持っている有効性などから、将来にわたり持続していかなければなりません。

本町の農業は、生産性の高い土地基盤、高い技術力などにより、安定的な生産が行われていることから、引き続きこれらを発展、継続させていくための施策を関係機関・団体との連携を強化し、取り組みを進

めていきます。

農業は、本町の経済活動など数多くの分野への影響が大きいことから、持続安定的な農業振興を図るため農業、農村を支えていく必要があります。

北海道は、TPP11とEPAの発動に伴う生産減少額を2月2日に発表いたしました。これによりますと、本町に關係する品目として、小麦、ビート、牛肉、乳製品で、道内においてこれら品目の生産減少額が、TPPで284億円から453億円、EPAで181億円から274億円との試算が示されました。

試算内容についてはさまざまな意見がありますが、本町農業にとって影響が大きいことから、詳細な分析により、早急な対策を進めていかなければなりません。

林業の振興につきましては、民有林振興対策事業及び町産材活用促進事業を継続して実施し、FSC森林認証制度が果たす環境に配慮した森林づくりのPRも積極的に進めてまいります。

また、森林組合によりますコアドライ材の乾燥工場が昨年整備され、本年度より本格的な生産体制となることから、住宅用建材としての利用拡大に向けたPRに努めてまいります。

さらに、町産材を利用した木製品の地域ブランド化を図るためのPRもあわせて行ってまいります。

また、多くの方々に利用いただいております木育ひろば「きてらす」を活用し、貴重な資源である森林を町民一丸となって守り育てる意識の醸成を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、近隣への購買客の流出が依然として続いており、経営環境が厳しい状況となっております。

各商店などの経営基盤の強化を図るため、店舗リフォーム促進事業、起業家支援事業の施策を実施し、地域に根差し、町民生活の支えとなる商業の振興を図るため、また、町内の消費拡大を促進するため、引

き続きプレミアム商品券発行事業を実施してまいります。

また、昨年実施しました連合商店会主催の大売り出し事業支援や青年部の取り組みに対し支援することで、商店街の活性化を図ってまいります。

観光振興につきましては、美幌町観光振興革新戦略ビジョンに基づき、具体的な取り組みを進めてまいります。

近年、さまざまな取り組みの成果により脚光を浴び、本町観光の核となる美幌峠への入り込み客の増加を図ることとします。

本年3月に改修したレストハウス2階の展望休憩室を活用し、また、北海道の事業により実施いたしましたトイレ改修、園路整備、昨年より実施しております雲海予測など、美幌峠の魅力を積極的に発信してまいります。

また、ちょっと暮らし体験住宅「四季彩美幌」の利用希望も多く、美幌町の魅力や地域特性を積極的にPRするとともに、交流や体験のニーズも多くなっていることから、これらのニーズに対応できるメニューの検討も進めてまいります。

本町には、限りない資源と人材があります。これら資源に知恵と工夫を出し合い、最大限活用することにより、光り輝くブランドが生まれてくる可能性は極めて高いと思っております。

<住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくりについて>

町道整備につきましては、本年度、6路線の整備を行うとともに、新たに町道第8号の歩道改良を年次的に実施し、通行車両及び歩行者の安全確保を図ります。

また、施設点検では、本年が最終年となる擁壁、のり面の調査点検、さらに道路照明、視線誘導標識の調査点検を実施し、安全・安心な車両及び歩行者通行の環境整備に努めてまいります。

除排雪対策につきましては、近年、各地で発生しております大雪や短時間降雪量の

増加に伴い、気象状況を勘案した上で、町民の皆様の生活や安全に配慮した除排雪体制の構築が重要であると考えております。

そのために、民間事業者との連携、協力体制の強化を図りながら、冬期間における交通網の早期確保、迅速な歩道除雪による歩行者の安全確保になお一層の配慮をしてまいります。

あわせて、間口除雪（置き雪対策）につきましても、引き続き実施をしてまいります。

高齢化が進む中で、負担軽減を図るための除排雪のあり方や、冬期間でも安心して生活を送ることができるよう、さまざまな角度から検討を進めていくことが必要であると考えております。

堤内排水対策につきましては、近年、各地で多発するゲリラ豪雨などによる大雨被害を未然に防ぐためにも、その役割はますます重要となっております。

浸水被害を防ぐためには、スムーズな排水対策が必要であることから、排水対策に必要な資機材の整備はもとより、関係機関との早期情報交換を行い、迅速な体制確保に努めます。

また、昨年末には、日の出地区に新たな釜場が整備されたことから、設置をするポンプ6台を新たに購入し、排水対策の強化に努めてまいります。

さらに、大雨時にリースにより手配をしてきました発電機についても、リース確保が難しい状況となってきたことから、8台の購入を図り、資機材の充実を図ることといたしました。

引き続き、町民皆様の安全・安心な生活の確保を図るため、スムーズな排水対策に万全を期してまいります。

公園整備につきましては、公園長寿命化計画に基づき、ひがしまち公園の遊具更新を図るとともに、一昨年の大雨浸水により利用者の皆様に御不便をおかけしておりました河川敷ソフトボール場にかわり、旧美

幌中学校グラウンドにソフトボール場2面を整備することといたしました。

今後も、子供からお年寄りまでの憩いの場としての空間づくりに取り組んでまいります。

住宅事業につきましては、平成23年度から7年間実施しております住宅リフォーム促進事業について引き続き実施し、住環境の改善に取り組んでまいります。

本町の公共下水道事業につきましては、全道の町村に先駆け、昭和48年から着手し、昭和56年の供用開始から37年が経過していることから、終末処理場及び管渠など施設の老朽化が進んでおります。

このため、下水道ストックマネジメント計画を策定し、老朽化した施設の維持管理を適正に行うとともに、下水道長寿命化計画に基づき終末処理場設備更新事業が本年度で5年次目となり、あわせて管渠の更新も進めてまいります。

今後とも、安定した下水道サービスと効率的な維持管理に向け、経営基盤の強化も図ってまいります。

水道事業におきましては、水道事業計画を策定し、水道施設耐震工事や施設整備、さらに老朽管の更新を計画的に進め、住民生活に欠かすことのできない重要なライフラインとして、低廉で、良質、安全な水道水の供給に努めてまいります。

<夢を育む体験、あたたかい人をつくるまちづくりについて>

急激な人口減少、少子高齢化が進む中で、園児数、児童数、生徒数も減少している中、地域における教育の充実が重要となっており、美幌町のあすを担う人材を地域が一体となって育成し、このことにより、美幌町の未来が開かれていきます。

教育の総合的な政策の方針として、美幌町総合教育会議において平成27年度に策定されました美幌町教育大綱の基本目標である「夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり」に基づき、知育・体育・徳

育の調和のとれた教育環境づくりを推進し、子供たちが生き生きと学び育つことができる施策を積極的に講じてまいります。

学校教育においては、確かな学力を育む学力向上と教育環境の充実に向け、小学校の35人学級の推進を引き続き行うとともに、教育支援員を各小学校に配置し、学力向上の取り組みを進めてまいります。

また、小中学校に特別支援介助員を継続配置し、特別支援教育の充実に取り組み、子ども発達支援センター、保育園、各小中学校との連携により、子供の教育ニーズに応じた支援、充実を図ってまいります。

各小中学校において豊かな学校生活と学習環境の向上を図るため、施設や教材の整備を積極的に進め、さらには、各小中学校にICT機器の配置を計画的に進め、学習機会の提供を図りながら、学力向上につなげていく取り組みを進めてまいります。

食育においては、子供たちに地元産加工品での給食提供を行うことで、食や地元への理解を深める取り組みを引き続き進めてまいります。

町民会館「びほーる」は、オープンから6年目を迎え、利用率も高く、文化振興の拠点施設として重要な役割を果たしております。

引き続き、町民の皆様がさまざまな芸術や文化に触れ、感じられる機会の提供、鑑賞事業の充実を図り、文化振興に努めてまいります。

また、町民の皆様にご不便をおかけしておりました町民会館の改築につきましては、平成28年度より工事に着手し、本年9月のオープンを予定しているところであります。

さまざまな機能を有している施設であり、多くの町民の皆様が快適に利用いただけるよう、オープンに向けた準備を進めてまいります。

スポーツ振興につきましては、小中学生を初め、本町のアスリートたちが多くの全

国・全道大会において活躍しております。これらの灯を消すことのないよう、その活動拠点となりますスポーツ施設の充実と全国・全道競技大会選手派遣補助などを積極的に進めてまいります。

スポーツ施設としましては、本年度、スポーツセンターの耐震改修工事を行い、また、冬期間の健康増進やスポーツ練習場の確保を図るため、屋内多目的運動場の建設に向けた設計に取りかかることといたしました。

<創意と工夫を活かし、誇れるまちづくりについて>

少子高齢化、人口減少などがもたらす将来への不安をぬぐい切れない中、私たちは、知恵と工夫と努力により未来を切り開いていかなければなりません。

そのために、地域全体で人をつくり・育て、産業と自然を守り、未来を切り開いていくための創意と工夫が求められております。

自治基本条例に基づき、さまざまな情報を共有しながら、びほろの未来をより力強く確かなものにするために、町民・議会・行政との連携を一層強め、一人一人の知恵と行動力を生かしたまちづくりに取り組んでまいります。

地方の財政運営について政府は、平成30年度地方財政計画において、歳出を前年度より約3,000億円多い86.9兆円とし、0.3%の伸びとしたところであります。平成27年度に創設されました、まち・ひと・しごと創生事業につきましては、創設時と同額の1兆円の確保が引き続き図られました。

地方交付税においては、昨年の16.3兆円から16兆円と2%の減となり、一方で臨時財政対策債も3.9兆円で1.5%の減となったところであります。

本年2月に一部改定をいたしました第2次美幌町財政運営計画では、後期計画期間である平成30年度から平成34年度まで

の財政試算を行ったところ、人口減少などによる自主財源の減少、高齢化による扶助費の増及び老朽化、耐震不足などから公共施設整備の増が見込まれることから、基金残高が減少していく試算となりました。

このような状況から、事業の選択と集中化を図り、将来像を見据え、予算編成に臨んだ結果、平成30年度の予算規模は、一般会計では3年連続の100億円超えとなる109億1,228万6,000円となったところであります。

今後、多額の費用を要する役場及び消防庁舎改築、その他の公共施設耐震化及び長寿命化、国保病院医療機器更新、農業基盤整備事業などに加え、人口減少、少子高齢化に伴う就業人口減少や社会保障費の増大など一層厳しさが増していく状況が明らかとなっております。

厳しい時代に耐え得る財政基盤の構築とあわせ、人口減少問題に真正面から取り組むための財政確立が必要であり、第2次財政運営計画に基づく長期的視点に立った財政運営に努めながら、健全財政のもとで行政サービスの維持を確立していく必要があると考えております。

【むすびに】

以上、平成30年度の町政執行に当たりまして、私の考えを申し上げます。

日本は今、人口減少問題、経済再生、財政再生、震災復興、社会保障改革、地方創生など大きな課題を抱え、改革と選択の時期にあります。今まさに、戦後多くの国民が復興を目指し、数多くの御苦労と御努力により築き上げてきた社会の転換期を迎えております。

美幌町におきましては、昨年、明治20年に戸長役場を設置以来130年の記念すべき年でありました。

今、人口減少を初め、高齢化、経済活性化など、かつて経験のしたことのない課題が山積しており、これらの課題に的確に対応を図り、未来へ引き継いでいく責任が私

たちにはあります。

多くの経験と知恵と工夫をいかんなく発揮し、さらに前へと進んでいくため、町民の皆様、議員各位、そして行政がさらなる連携のもと、地域が一丸となり、確かな歩みを刻みながら、未来に夢のあふれるまちづくりを進めていきたいと考えております。

第6期美幌町総合計画の将来像にあります「ひとつながる、みらいへつなげるここにしかないまち びほろ」の実現を図るため、全ての方々がそれぞれの立場、持ち場で全力を挙げていただくようお願いするとともに、町民の皆様並びに議員各位に今後とも一層の御理解と御協力、さらにはお支えを心からお願いを申し上げ、町政執行に当たっての方針といたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。
再開は14時50分とします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、平成30年度教育行政執行方針について、教育長の発言を許します。

教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 平成30年度美幌町教育行政執行方針を述べさせていただきます。

【はじめに】

平成30年度予算の御審議をいただき美幌町議会定例会におきまして、教育行政の執行方針について述べさせていただきますことに深く感謝を申し上げますとともに、議員並びに町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、情報化やグローバル化といった社会変化が急速に進む中、少子・高齢化による人口減少に伴う人口構造の変化は、美幌町にとって喫緊の課題であり、美幌の未来を担う子供たちの教育は極めて重要になっ

ています。

子供たちを取り巻く環境が激しく変化する中、ふるさと美幌で子供たちが生き生きと学び育つことができ、あらゆる世代が生涯にわたり、みずから学び、個々の学習の成果を地域社会で生かせるよう、教育、学術及び文化の振興に関して総合的に施策を進める必要があると考えます。

教育委員会として、町民の皆様や全ての教育関係者の皆様とともに、教育大綱を共有し、明確な教育行政執行の方向性を示す中で、多くの皆様から御意見をいただきながら、引き続き、顔の見える教育委員会として、さまざまな教育課題について積極的に取り組んでまいります。

【教育行政に臨む基本的な考え方】

美幌町の教育の基本である美幌町教育目標の実現を目指して、美幌町教育大綱並びに第6期総合計画や第7次社会教育中期計画の具体的な推進を図るとともに、総合教育会議において、十分に町行政との連携を図りながら、美幌町の教育充実のため、次のとおり重点施策を展開してまいります。

また、効果的な教育行政の推進と町民への説明責任を果たすため、引き続き外部評価を行い、町民の皆様にご公表し、検証内容を十分に生かした教育行政を進めてまいります。

【重点施策の展開】

《幼児、学校教育の充実》

学習指導要領の生きる力を育むという理念のもと、知育（確かな学力）、徳育（豊かな心）、体育（健やかな身体）の調和のとれた教育環境づくりを推進します。

また、平成29年4月に全面改訂となる新学習指導要領が公示され、小学校は平成32年4月から、中学校は平成33年4月から全面実施されます。そのため、今年度から、小学校においては、移行期間の1年目として、教育課程の確実な実施、中学校においては、次年度からの移行期間に向けて、周到的な準備を図ってまいります。

特に、今年度から始まる小学校の道徳の教科化と中学年からの外国語活動については、指導方法の工夫や教員の研修体制など重点的に進めてまいります。

あわせて、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、社会全体で連携・協働する地域とともにある学校づくりに取り組んでまいります。

<幼児教育の推進>

町内私立幼稚園については、今年度から、子ども・子育て新制度に移行するよう準備が進められており、直接のかかわりは少なくなりますが、幼児期と小学校の円滑な接続については、今後もより重要となることから、要保護児童対策地域協議会や、支援が必要となる児童情報の共有が図られるよう、発達支援センター、幼稚園、保育園との連携を図ってまいります。

<学校教育の推進>

確かな学力の向上。

算数科、国語科の充実強化。

引き続きチーム・ティーチング、習熟度別指導や道教委のチャレンジテストの活用など、基礎的、基本的な学力向上に向けて取り組んでまいります。

町費による教育支援員については、各小学校に継続して配置し、主に算数科及び国語科において、低・中学年を中心にきめ細かな指導を行い、確実な基礎学力の定着に向けた取り組みを進めてまいります。

このほか、長期休業中において、地域の大学に在学する大学生ボランティアによる学習サポート事業を年間10日間、全小中学校で継続して実施いたします。

あわせて、退職教員等による放課後学習サポートを初め、親子国語教室の開催や家庭学習の手引き、生活リズムチェックシートなどの活用の呼びかけ、保護者との連携に努めながら、家庭学習の習慣化を図ってまいります。

小学校35人学級の推進。

35人を超える学級を有する小学校に対

し、町費により臨時教員を1名配置し、児童一人一人の理解度や興味・関心を踏まえた、きめ細やかな学習指導を継続して実施いたします。

国際理解教育。

小学校では平成32年度から、中学年は年間35時間の外国語活動、高学年は70時間の教科としての外国語科が実施されます。

今年度は、移行期間1年目として、中学年は新たに15時間、高学年は15時間増の50時間の外国語活動を実施いたします。

授業時間については、教育課程や業務・会議等の効率化により、週当たりの授業時間をふやすことで対応していきます。

また、今年度もALT1名の配置を継続し、担任による指導のサポートにより、小学校の外国語活動と中学校の外国語科の充実を図ってまいります。

授業改善の充実。

学習規律の確かな定着。

「確かな学力」を支える基盤づくりのため、各学校においては、学習規律の定着を重点として取り組んでおります。

昨年は、小学校から中学校への円滑な接続の観点も含めて、各学校別の学習規律を集約して策定した美幌町学習規律スタンダードの取り組みを各学校で進め、成果があらわれております。今年度は、さらに美幌町学習規律スタンダードの確実な定着を図るため、全校が一致した、より具体的で確かな取り組みを推進してまいります。

あわせて、小中学校教員の相互交流や、学校種間の連携等を推進してまいります。

授業改善推進チームの活用。

児童一人一人の「確かな学力」の向上に向けて、各小学校に1名ずつ配置している授業改善推進教員で構成される授業改善推進チームの取り組みが3年目となりました。児童の学力の定着にあわせ、担任との授業づくりの推進や初任教員の指導力向上

等の成果もあらわれております。

今年度は、さらに推進教員と担任との連携を深化し、全小学校の児童の基礎的、基本的な知識や技能の確実な定着を図ってまいります。

公開研究会の実施。

昨年度は、全ての小中学校が校内研修の成果の発信として、公開による研究会を実施し、校内研修の充実や教員の指導力向上などの成果を上げております。

今年度も、授業改善のより一層の充実に向けて、全ての学級の公開授業とグループによる研究協議を柱とした公開研究会の実施を進めてまいります。

健やかな身体の育成。

健康保持。

子供たちの健康の保持増進を図るため、定期的な健康診断を基本として、感染症の予防に努め、小学校では、虫歯予防対策のため、フッ化物洗口を継続して実施いたします。

中学校では、喫煙、危険ドラッグを含む薬物乱用防止教室を開催するなど、適切な保健管理、指導を行ってまいります。

体力向上。

運動習慣の定着に向け、全ての学年で新体力テストの実施や、全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果を踏まえた一校一実践など、学校の特色を生かした効果的な体力の向上に取り組んでまいります。

また、地域の協力のもと、水泳、スキー、スケート授業において、外部講師を生かした体育授業を引き続き実施してまいります。

生活習慣。

子供たちの望ましい生活習慣の定着に向け、これまで推進してきました「早寝・早起き・朝ごはん運動」について、成果と課題を明確にしながら、家庭と連携して進めるとともに、学校や家庭における生活リズムチェックシートの積極的活用や、社会教育による通学合宿事業をより充実して進め

てまいります。

あわせて、学校、家庭での食に対する生活習慣の改善など、食育の推進にも努めてまいります。

豊かな心の育成。

道徳科への対応。

いじめの問題への対応や道徳の時間の充実のために、小学校は今年度から、中学校は次年度から、教科としての道徳、道徳科が始まります。

小学校においては、一部改正学習指導要領施行のもと、道徳科において、体験や教科書の教材等をもとに、考え合うことを通して道徳性を育むことを目標に、児童生徒が主体的・対話的に考え合う授業が求められております。そのためにも、道徳の授業づくりの研修や道徳の授業公開、さらには、地域の人材やさまざまな教育資源を活用した道徳科の充実を図ってまいります。

いじめ対策。

いじめ問題やネットトラブルなど、児童生徒を取り巻く環境が複雑かつ多様化している現状を踏まえて、生徒指導のための研修会や情報モラル教育の充実を図ってまいります。

さらに、平成29年3月の文部科学省、平成30年3月の北海道教育委員会による、いじめの防止等のための基本的な方針の改定をもとに、本年度は、美幌町いじめ防止基本方針、各小中学校におけるいじめ防止基本方針を改定いたします。

読書習慣。

読書習慣の定着のため、朝読書やボランティアによる読み聞かせなど、読書活動の充実を図るとともに、家庭での読書を通じて、家庭内のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」を引き続き推進し、子供たちの読書習慣の定着と望ましい生活リズムの形成に努めてまいります。

また、今年度は、新たに図書館司書を派遣して、各学校の読書の取り組みを支援するとともに、学校図書館の充実整備を図っ

てまいります。

教育相談体制の充実。

教育相談体制として、教育相談室に教育専門相談員、不登校問題相談員の専門的な知識を持った相談員を配置し、問題を抱える児童生徒や不登校になっている児童生徒に対して、家庭訪問や学校訪問による相談や支援などを行っているほか、サテライト授業による学習支援なども行っております。

また、気軽に保護者などが相談できるよう、定期的にしゃきっとプラザを会場として、移動相談室を実施しています。

引き続き、これらの相談体制を継続させ、問題解決に取り組んでまいります。

さらに、Q Uテスト（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を全小中学校で実施し、その結果をもとに、学級集団を捉え、学級経営のあり方などの指導、相談、支援を行ってまいります。

特別支援教育の充実。

特別な教育的支援を必要とする子供の教育については、特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、各小中学校の学級編制等にあわせて介助員17名を配置するとともに、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行うため、個別指導計画と個別支援計画を作成し、関係機関などと連携した効果的な指導や支援に取り組んでまいります。

さらに、特別支援教育関係者への研修会を実施するなど、特別支援教育のさらなる充実を図ってまいります。

信頼される学校づくりの推進。

教職員の資質向上と服務規律の保持。

教職員の資質向上のため、個人研修や学校外における各種研修を初め、組織的に取り組む校内研修、授業実践交流、公開研究会による授業の公開など、研究体制の充実を積極的に進めてまいります。

また、教職員は、全体の奉仕者として、

法令等を遵守し、みずからの姿勢を正すことのできるよう、教職員一人一人に対する指導を徹底し、服務規律の厳正保持に努めます。

学校の運営改善と情報発信。

学校においては、教育活動やその他の学校運営の状況について、みずから評価し、その結果を公表する学校評価を複数回実施するとともに、地域の教育力を積極的に活用しながら、地域とともにある学校づくりを推進してまいります。

あわせて、参観日や学校行事、学校だよりなどを通して、学校の状況や取り組みの様子を保護者や地域に発信することを進めてまいります。

学校給食と食育の推進。

「おいしく安全・安心な給食提供」に努めるほか、今年度は、美幌高校やびほろ笑顔プロジェクトが開発したアスパラパスタやびほろあんぱんなど、年4回程度、地産加工品の提供を行います。

今後も、地産地消の推進にあわせ、美幌産農畜産物を可能な限り使用し、学校においては、食育や地域農畜産業への理解を深める取り組みを行ってまいります。

食物アレルギー対応を必要とする児童生徒については、医師が作成する学校生活管理指導表を保護者から学校に提出いただき、これに基づいたアレルギー対応を行ってまいります。

あわせて、保護者の負担軽減を図るため、学校生活管理指導表を作成する費用の一部を引き続き助成してまいります。

<高等学校との連携・支援>

美幌高校が、町内唯一の高校として、多様な教育機会の確保を図ることができるよう、継続して道教委に対する間口確保や教育施設の充実を要請する取り組みを進めてまいります。

また、農業科（生産環境科学科、地域資源応用科）の応募生徒の減少に伴い、町外から農業科に入学する生徒の保護者に対し

る10万円の助成を継続するとともに、道内外が募集対象である農業科の入学機会に支障が出ないよう、寄宿舎の維持運営に係る支援を行ってまいります。

さらに、今年度から、農業科の入学希望者に対するPR活動として、ポスター及びパンフレット等の生徒募集活動に係る経費について支援を行ってまいります。

<学校教育施設環境の整備充実>

学校施設整備。

子供たちが快適で安心して学べる良好な学習環境を維持するため、計画的な学校施設設備の改修に努めてまいります。

今年度は、美幌小学校遊具修繕、東陽小学校教育用コンピューターの更新、旭小学校給湯機用煙突改修、美幌・東陽小学校無線LAN改修、美幌中学校校舎網戸改修などを実施いたします。

給食センターの施設整備では、開設後20年が経過し、各種調理機器や施設等が経年劣化したことにより、毎年、計画的に修繕を行い、今年度は、蒸気ボイラー、吸収冷温水機、真空式温水機等の更新のほか、調理室内蛍光灯の修繕などを行い、適切な維持管理に努めてまいります。

スクールバス。

スクールバスの運行事業につきましては、旧町営バス路線を含め、委託8台、直営1台の9台で運行しております。

運行に関しては、児童生徒の利便性、安全運行に努めるのはもとより、少人数の登下校時の場合にはハイヤーを代替として活用するなど、引き続き経費削減と効率的な運行に努めてまいります。

<<生涯学習の充実>>

幅広く多岐にわたっている社会教育の事業においては、生涯を通じてお互いに学び合い、高め合う、活力ある生涯学習の取り組みを着実に進めてまいります。

社会教育事業の取り組みにつきましては、第7次美幌町社会教育中期計画の推進目標・方針に基づきながら、いつでも、ど

こでも、誰でも学ぶことができ、そして、町民ニーズにも十分応えられるよう、事業の点検評価を踏まえながら取り進めてまいります。

<社会教育の推進>

学習活動の推進。

家庭教育。

教育の出発点である家庭や地域の教育力を向上するために、幼稚園家庭教育学級への活動支援やフレッシュママセミナーにおいて、親子のつながりの大切さを学ぶ場や、保護者同士の交流機会を提供することで、子供の健やかな成長につながるよう努めてまいります。

少年教育。

おもしろキッズ共和国やこどもチャレンジクッキング、こどもちょっと体験教室、通学合宿や中高生のボランティアリーダー養成、おもしろ科学の祭典の開催支援など各種事業を継続し、児童生徒がさまざまな体験活動と知識の習得により、興味や関心の幅を広げながら、みずから考え行動する力を育てまいります。

青年教育。

青年教育では、社会の一員として、まちづくりに参画する青年交流会や、はたちのつどいなど、青年の自主的な活動を推進するとともに、青年層への学習や研修の支援も引き続き行なってまいります。

成人教育。

町民の自主的な学習活動を支援する、みんなのまなび場応援事業やイマドキ講座を初め、隔年で開催する美幌高校開放講座では、美幌高等学校と連携し、誰もが気軽に参加できる学習の機会を提供してまいります。

また、きらり女性セミナーや女性国内研修派遣なども引き続き取り組みながら、女性リーダーの育成を推進してまいります。

高齢者教育。

明和大学では、多くの仲間とともに、生きがいのある充実した生活と生涯にわたる

学習の場を提供し、高齢者の学びを支援してまいります。また、明和友の会や一般の高齢者の方も対象とした明和大学公開講座の継続や、アクティブシニアセミナーの開催を継続し、高齢者への生きがいつくりや学びの場を提供してまいります。

青少年健全育成の推進。

青少年対策。

青少年育成センターでは、青少年育成協議会と連携しながら、青少年の健全育成や非行防止活動が円滑に取り進められるよう、指導や支援に努めてまいります。

また、リトルウイングや子どもみまもり隊による児童生徒への声かけ・見守り活動や青色パトロールによる巡視活動など、引き続き町民総ぐるみ運動として展開しながら、子供の安全の確保や非行防止に取り組んでまいります。

文化活動の推進。

芸術文化鑑賞事業の充実。

幅広い世代が、優れた芸術文化に触れ、心を豊かに育めるよう、文化連盟や実行委員会と協力しながら、質の高い芸術に触れられる機会を提供してまいります。

また、学校と連携して、小中学生向け鑑賞プログラムの計画、吹奏楽技術講習では、指導者招聘事業を継続し、次世代を担う若い世代の芸術育成や振興に一層努めてまいります。

さらに、「びほーる」で開催する鑑賞事業では、一流出演者のコンサートや舞台芸術など、多彩で新たな企画を準備しており、家族みんなが親しみ、より幅広い町民が鑑賞事業を親しめるよう努めてまいります。

演劇ひろば。

表現活動の創出の場所として、演劇ひろばを引き続き開設してまいります。子供たちが「びほーる」を活用しながら、演劇やダンス、歌など通じて、コミュニケーションや感性を高めながら、多くの表現活動の発信や創出を行ってまいります。

スポーツ活動の推進。

スポーツ活動をさらに推進するために、引き続き美幌町体育協会及びびほろスポーツクラブ B e e t との連携・協働を図りながら、各種競技スポーツ及び生涯スポーツの普及・振興に努め、安全で活動しやすい環境づくりを推進してまいります。

また、各スポーツ団体における活発な活動により、少年団や中高生、社会人選手がさまざまな競技で全道・全国大会に出場し、さらには、本町出身のスポーツ選手が全国大会や国際大会で活躍されていることは、これまでの活動の成果であり、町民に大きな夢と希望を与え、今後も大いに期待をしているところであります。

しかしながら、少子化や指導者の高齢化による指導者不足は大きな課題であり、指導者の育成や指導力向上への取り組みなど、競技大会に参加する選手や引率する指導者への経費助成を継続するとともに、指導者の養成に努め、指導者資格取得に対する助成を充実するなど、子供たちや保護者が安心して活動できるよう環境づくりに努めてまいります。

これまでのオリンピック・パラリンピックの美幌町出身選手の活躍に引き続き、東京オリンピック・パラリンピックにおいても本町出身選手の出場が予想され、町民のスポーツへの関心の高まりが期待されることから、それぞれのニーズに応じた活動に取り組めるよう、スポーツの普及振興を引き続き図ってまいります。

図書館活動の推進。

読書を好む子どもたちを育てるためには、子供の読書習慣の形成と子供のための読書活動の推進及び読書環境の整備が必要であり、家庭、学校、地域との連携の充実に向けて引き続き取り組んでまいります。

主な取り組みとしては、保健師並びにボランティアとの連携はもとより、学校との連携を図った子ども未来絵本036事業を継続して取り組んでまいります。

さらに、保護者に対して読み聞かせの大切さや読書の重要性を伝えるとともに、図書館の年間事業などをまとめた冊子を提供することによって、図書館の有効活用を薦め、家庭との連携の充実に努めてまいります。

また、保育園、小学校などに出向いて行っている読み聞かせボランティアの高齢化や減少傾向への対策として、読み聞かせ読み手養成講座を引き続き開設するとともに、受講生の拡大を図るよう、夜間の講座開設などにも取り組んでまいります。

あわせて、幼児期から外国語に触れる場や触れるための資料の提供を目的として、幼児を対象とした、「えいごとあそび」（仮称）を試行的に取り組んでまいります。

博物館活動の推進。

昨年、開館30周年を迎えた博物館は、ここ数年、入館者数が増加傾向にあり、より一層多くの町民の皆様、ふるさとの自然や歴史、芸術などのすばらしさを知っていただき、積極的に博物館を利用してもらえるよう、魅力ある事業づくりを目指してまいります。

教育普及では、「自然とアイヌの関わり」をテーマとした特別展及び「絵画の魅力」をテーマとした企画展などの展示会の開催を予定しております。

また、引き続き各種団体や学校教育とさらなる連携を図り、体験活動を主体とした講座などの内容を拡充し、博物館教育につながるよう努めてまいります。

文化財の保全・保護では、指定文化財の点検、巡視を行うとともに、埋蔵文化財発掘調査として、道営農地整備事業の豊高地区・稲都福梅地区などにおける予備調査、その他各種開発行為に伴う事前調査を予定しております。

<社会教育施設環境の整備充実>

社会教育施設整備については、各種利用団体との協議や要望、利用の実態などを踏

まえ、計画的に取り進めております。

平成28年9月に着手しました町民会館改築工事は、本年7月の工期完了に向け、引き続き事業の推進を図るとともに、本年度は、外構工事やテーブル、椅子などの備品の整備を進め、本年9月にオープンを予定しております。

また、改築のオープン記念事業として、音楽を中心としたイベントなどの開催を検討しております。

新たな町民会館は、耐震性能、防火性能を備え、ユニバーサルデザインにより、誰もが気軽に利用しやすい施設となり、「びほーる」と連動した文化・芸術活動の拠点施設として、地域に愛される施設を目指してまいります。

スポーツ施設の整備については、スポーツセンターの耐震補強工事及び大規模改修工事を行い、施設の長寿命化にあわせて、安全で利便性の向上に向けた整備を行ってまいります。

工事期間中は御不便をおかけしますが、町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

屋内多目的運動場整備では、現在策定中の基本設計に基づき、実施設計を取りまとめ、平成32年度に完成できるよう事業の推進を図ってまいります。

【むすび】

以上、平成30年度の教育行政執行に当たり、教育委員会の方針を申し上げます。

教育委員会といたしましては、町行政や関係機関との連携はもとより、家庭や地域と協働して、これからのふるさと美幌を担う子供たちが健やかに成長できるよう、また、町民一人一人が生き生きと学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、全力で取り組んでまいります。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。
再開は15時35分とします。

午後 3時26分 休憩

午後 3時35分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第49 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第49 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君）〔登壇〕 それでは、先に通告しております、1点目、美幌駐屯部隊充実整備期成会の活動について、2点目、JR石北線問題について、3点目、美幌町街路灯等LED化事業についての三つについて質問させていただきます。

1点目、美幌駐屯部隊充実整備期成会の活動について。

私の過去の提言を踏まえて、今まで期成会としてどのような活動をしてきたのか。

平成27年6月の一般質問で、期成会の陳情活動の現状と成果の中で、即応機動旅団、連隊の改編、新編等、中期防衛力整備計画に即した要望とか、部隊の低充足の現状など、美幌駐屯地各部隊の特性を踏まえた要望をしていくことが重要であると提言をさせていただきました。

また、平成28年12月の一般質問では、防衛省側とのマッチングした要望が大事ということで、長距離射撃訓練施設の設置要望の削除経緯について、陳情要員の選考においては、自衛官OB、いわゆる隊友会会員を毎回含めるべきと提言をさせていただきました。

これらの提言を踏まえて、今まで期成会としてどのような活動をしてきたのか、成果はあったのか、お聞かせください。

2点目、JR石北線問題について。

美幌町として、廃止になった場合の影響をどのように分析しているのか。

JR石北線問題については、今までに多くの議員の方があらゆる角度から多々質問

しているところでありますが、また、別の角度、観点から質問をさせていただきます。

JR石北線の廃止については、沿線自治体を含め、関係自治体等の統一意見として、廃止反対と認識しています。

それら、理由として、明確に理解していませんが、一番重要な点として、農産物、加工品等の物流への影響、いわゆるトラック輸送と比較して、一度の輸送量、コストが低廉、次に、地域住民の廉価な移動手段が少なくなること、それと、観光客の入り込み減少といった影響が反対理由なのかと思うわけですが、美幌町にとって、廃止の影響をどう分析しているのか、廃止になることの影響と、逆に、廃止になったときの利点はあるのかなのか、その点について、お聞かせください。

3点目、美幌町街路灯等LED化事業について。

今年度実施した調査結果に基づく今後の事業予定について。

美幌町街路灯等LED化事業の趣旨は、環境に配慮したまちづくりの実現と美幌町が負担する電気料金の軽減であり、今年度に現状調査、来年度以降街路灯等のLED化と承知していますが、本事業を実施することとなった経緯、調査結果に基づく今後の事業予定についてお聞かせください。

以上、3点について、よろしく願いをします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 戸澤議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

初めに、美幌駐屯部隊充実整備期成会の活動について、私の過去の提言を踏まえて今まで期成会としてどのような活動をしてきたのですか、についてであります。美幌駐屯部隊充実整備期成会におきましては、年度当初に総会を開催し、年間の事業計画、陳情活動の基本的な考え方を協議す

るとともに、陳情の実施に当たっては、役員会を開催の上、具体的な陳情内容と陳情者を決定しているところであります。

道内陳情においては、第5旅団、第1特科団、北部方面総監部に対し、期成会の会長のほか、役員、隊友会、家族会、女性協力会などの協力諸団体を含め、20人前後で実施しております。

中央陳情につきましては、防衛省内局、陸上幕僚監部、地元選出及び防衛関係の国会議員に対して、期成会の会長及び副会長に協力諸団体を加えた5名程度で実施しております。

陳情の成果については、具体的にお示しできる状況にはございませんが、美幌駐屯地と美幌町が深いきずなで結ばれていること、部隊の規模縮小は地域の存続に大きな影響を与えることなど、地域の実情、町民の思いを強く訴えることにより、陸上自衛隊の体制見直しが進む中、美幌駐屯部隊への影響を最小限に抑えることができたものと受けとめております。

しかしながら、隊員数は、この30年間で半減しており、減少傾向の一途にあることも事実であります。

昨年、本町の人口は、2万人の大台を下回りましたが、今後も隊員数の減少が続くことになれば、地域経済の衰退はもとより、災害発生時の対応や各種イベントにおける支援など、今後のまちづくりに大きな影響が及ぶものと考えているところであります。

平成25年12月に策定された防衛計画の大綱では、防衛力の質と量を必要かつ十分に確保し、抑止力と対処力を高めるために、統合機動防衛力を構築するとの考えのもと、陸上自衛隊にある15個の師団、旅団のうち、7個を機動師団・旅団へ改編し、その中核を担う隷下部隊として、新たに、即応機動連隊が編成されることになりました。

現行の中期防衛力整備計画（平成26～

30年度）に基づき、平成30年度末までに4個の師団、旅団が機動師団、機動旅団へ改編されることとなりますが、残る3個については、次期、中期防衛力整備計画（平成31～35年度）に基づいて改編され、美幌に駐屯する第6普通科連隊の所属する第5旅団も機動旅団へ改編されることが見込まれております。

現在、国は、新たな防衛計画の大綱及び次期中期防衛力整備計画の策定作業を進めており、年内には公表される見通しですが、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中で、防衛政策を見据えた具体的な陳情活動を展開する必要があると考えております。

町といたしましては、第5旅団の改編が見込まれている現状を踏まえ、より積極的な陳情活動を展開するため、期成会の事業費を増額して、目に見える行動を実践してまいりたいと存じます。

今後とも、町議会を初め、協力諸団体と連携の上、美幌駐屯部隊の体制の維持と強化を求めて、全力を尽くしてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、JR石北線問題について。

美幌町として、廃止になった場合の影響をどのように分析しているかについてであります。JR石北線問題については、石北本線の維持、存続に向けて、広域的な対応が必要であることから、オホーツク圏活性化期成会では、部会を設置し、それぞれの部会において、維持、存続に向けた論議を進めてきております。

石北線の必要性、重要性としては、4点示されており、1点目としては、中核都市等をつなぐ路線です。これは、中核都市である札幌圏、旭川市と北見市、中核都市群である網走市をつなぐ幹線であること。

2点目は、広域観光ルートを形成する路線です。これは、石北線沿線は、国の広域観光周遊ルートに指定されており、今後、国や道が進める観光立国に大きく寄与する

可能性が高く、オホーツク地域の観光客入り込み数は、平成27年度で、全道シェア5%ですが、観光素材も多く、今後さらなる増加の余地があるということ、また、女満別空港を中心とした2次交通として、オホーツク圏と他の地域を結ぶ交通の核を担っているということでもあります。

3点目は、広域物流ルートを形成する路線です。これは、オホーツク圏の貨物輸送量は、年間で約31万トンあり、現在、貨物列車とトラック代行便で輸送しておりますが、トラック運転手の不足などの課題があり、貨物列車の輸送需要が高まるのが想定され、農業王国オホーツクとして、物流の確保は重要であるということでもあります。

4点目は、地域の生活を支える路線です。これは、地域の通学、通勤、通院などの生活を支える路線になっているということでもあります。

以上のことから、石北線は、必要かつ重要な路線であり、維持、存続されるべきであるとしています。

次に、廃止の影響についてですが、物流においては、本町からは、タマネギ、バレイショなどの農産物や砂糖、でん粉などの加工品が輸送されております。

オホーツク圏として、全てがトラック輸送での対応が可能となるか、また、輸送費が現在より高くなり、コストの増加が懸念され、さらには、消費者への安定供給を図るためにも輸送手段を分散する必要があるということからも、廃止の影響は非常に大きいものと考えております。

地域生活における路線としては、学生の重要な通学手段となっており、他の通勤、通院にも利用され、日常的な足として利用されております。

代替交通として、バスが考えられますが北見市への登校時には一度に約180人乗車することがあり、それをバスで対応できるかどうか、また、学生以外の利用者も含

め、バスを利用することになった場合、運賃の負担増といった影響が考えられます。

廃止になったときの利点があるかないかについてですが、石北線の必要性、重要性について、さきに4点について御答弁申し上げましたが、本町においても鉄道は必要かつ重要であり、廃止の利点はないものと考えております。

次に、美幌町街路灯等LED化事業について、今年度実施した調査結果に基づく今後の事業予定についてであります。街路灯、防犯灯のLED化事業を実施することとなった経緯についてであります。3点あります。

1点目として、自治会が所有する防犯灯について、電気料は町で負担し、設置と維持管理の経費については、各自治会で行っていましたが、自治会連合会や各自治会より、それらが負担になっており、町で維持管理をしてほしいとの要望があったこと。

2点目として、水銀の規制により、2020年に水銀灯が製造禁止となり、多くの街路灯、防犯灯に使用されているランプが入手困難となること。

3点目として、LEDランプに取りかえることにより、電気料金が軽減できること。

以上の3点の課題に対し、環境省のLED照明導入促進事業の補助金活用の有無について検討した結果、街路灯、防犯灯のLED化事業を実施することといたしました。

今後の事業予定についてですが、平成29年度の調査結果に基づき、町内全体の街路灯、防犯灯2,308灯のうち、LED導入予定灯数は現時点で2,250灯となっております。

LED導入工事は、本年9月から11月までの期間を予定しており、平成31年度から10年リースにより支払いしていくこととなります。

また、リース終了後は、町へ移管され、

維持管理を行っていくこととなっております。

以上、御答弁させていただきました。
よろしくお願いをしたいと思います。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや午後4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第49 一般質問

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） それでは、美幌駐屯部隊充実整備期成会の活動についてから再質問をさせていただきたいと思います。

まず、陳情についてお聞きいたします。

御答弁では、総会において、年間の事業計画と陳情活動の基本的な考え方を協議し、役員会において、具体的な陳情内容と陳情者を決定するとお聞きいたしました。

ここに本年度の総会資料を持っていますが、どのような考え方で、何を陳情しに行くのか、この総会資料からは見えてきません。役員会が年に3回計画されていますから、その中で検討されたと思うのですけれども、ちなみに、今年度の陳情内容はどのような過程で決定されたのか、また、陳情内容は何だったのか、お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 御質問の陳情

内容の決定経過、具体的な陳情内容でございますけれども、1回目の答弁の中でも御説明をさせていただいているように、期成会の役員会において、陳情内容について、こういうことでよろしいでしょうかという協議をいただいた中で、それぞれ役員会に諮って、こういった陳情の内容でことしの陳情を実施したいという決定をさせていただいているところでございます。

ちなみに、ことしの具体的な陳情の内容についてでございますけれども、まず1点目が隊員の充足率の向上について、2点目が長距離、1,000メートルの射撃訓練施設の設置について、3点目が火砲部隊の充実強化についてという3点について陳情をさせていただいているところでございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） まず、役員会で詳細を決めておられるということで、これは前年の内容がベースとなると思うのですけれども、当然、ベースとなるものがあって、例えば、去年の陳情した結果がこうだったけれども、こういうところが足りなかったから、ことしはここを修正して陳情にいかうとか、この内容については、ここに陳情に行ったけれども、もう少しここをふやそうかと、そういう成果と分析をやって、当然、役員会に諮られていると思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 陳情内容につきましては、毎年度、役員会の中で協議をさせていただいて、1回陳情して取りやめた陳情内容も、現状からいけば再度陳情すべきだということも含めて、陳情内容について協議しています。例えば、先ほど説明をいたしました、平成29年度、長距離の射撃訓練施設の設置については、以前、陳情していたのですけれども、一時

期、これを取りやめて保養施設ということ
で陳情させていただいておりました。

しかし、現実的に、美幌の部隊、これら
をきちんと充実していくためには、美幌の
交通特性、矢臼別との距離を含めて、こう
いった施設が必要だろうということも含め
て、この要望内容についても平成29年度
から再陳情をする形で整理をさせていただ
いておりますので、毎年、昨年の陳情内容
でよかったかどうかということも含めて協
議をさせていただいて、新たな陳情項目に
ついて決定をさせていただいているところ
です。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さ
ん。

○6番（戸澤義典君） 先ほど、今年度の
陳情内容を伺ったら3点あったのですけれ
ども、平成27年に、私は、即応機動旅
団・師団に改編される状況にありますので、
それに基づいた陳情することが一番手
取り早いのではないですかということ
を提言させていただいたのですが、その内容
については陳情されてなかったという認識
でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 即応機動連隊につ
いては、ことしの1月5日に北海道新聞に
出ておりましたけれども、滝川がこれに該
当して、350人の隊員さんが新しい編成
がえで来るという記事を見まして、早速、
いろいろなところに問い合わせをしまし
た。さらに、町の担当職員を、千歳市が駐
屯地等連絡協議会の会長なものですから、
そちらのほうに派遣して、その確認を行っ
たところであります。

そうした中で、防衛計画の大綱、あるい
は、中期防衛力整備計画について、ことし
の8月ということ、ことしの概算要求に
間に合うようにというようなことだろうと
思いますけれども、それに向けて、本格化
するだろうという話をお聞きしました。

それで、過去の経過をずっと見てまいり

ましたけれども、全国に15の師団、旅団
があるそうでありますけれども、そのうち
の七つの師団、旅団が即応的な師団、旅団
にかわるようです。その中においては、先
ほど答弁いたしました即応機動連隊が隷下
部隊として入るということでもあります。

そういう情報を得て、今回、防衛省に行
ったときも、陳情書には間に合わなかった
ものですから、この陳情については、駐屯
地から始まって、第5旅団、第1特科団、
第1特科群、北部方面総監部、陸幕という
手順を踏んでいくものですから、改めて、
その手順を踏むために、ペーパーをつくら
せて、お話をさせていただいて、陸幕に向か
って、その旨のお話をさせていただいたと
いう経過でございますので、御理解をいた
だきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さ
ん。

○6番（戸澤義典君） 慌てて追加陳情し
たという理解をいたしました。

この話はまた後ほどさせていただきます
が、充足率の向上について陳情したとい
うことで、平成27年6月に私が一般質問さ
せていただいたことを酌んでいただいたの
かなということで感謝申し上げます。

この充足率の向上ですが、期成会とし
て、陳情以外にもできることというのはた
くさんあるのではないかと思います。

例えば、陸上自衛隊の編成定員ですが、
51年大綱では18万人でした。07大綱
では減って16万人です。そのうち常備自
衛官14万5,000人で、即応予備自衛官
は1万5,000人です。これが、16大綱
では、さらに減って、15万5,000人
です。25大綱では、若干ふえて15万9,0
00人、これは常備自衛官15万1,000
人、即応予備自衛官8,000人というよう
に、昭和51年に策定した51年大綱から
比べると、常備自衛官の数では2万人も削
減されています。また、海上・航空自衛官
も減少している状況です。

今、編成定員のお話をさせていただきましたが、実員となると、さらに減少いたします。

平成29年3月31日末の防衛省の資料によりますと、陸上自衛官で定数15万863人に対し、実員は13万5,713人、充足率では90.0%です。海上自衛隊においても92.9%、航空自衛隊で91.5%、自衛隊全体で90.8%の充足率ということです。

このような状況が続くと、飛ばせない航空機や動かせない艦船がふえます。陸上自衛隊においても、1人の隊員が小銃を持ち、機関銃を持ち、そして対戦車火器までも持つという事態に陥ってしまうのではないかと思います。それらは、すなわち防衛力の低下につながってきます。

なぜこのような状況になるのかということ、一つに防衛予算があると思います。

昨年12月22日に閣議決定された平成30年度の防衛予算は、在日米軍の再編関連経費を除いて4兆9,388億円です。そのうちの2兆1,850億円、44.3%が人件費と糧食費となっております。装備品関連の今年度負担が約40.3%あります。残り15.4%、約7,600億円が平成30年度に使用できる自衛隊の予算です。その中で、隊舎の維持管理や教育訓練等を行っているという状況になります。

隊員数をふやすには予算が要ります。これも、防衛白書からですが、2007年度、10年前の全国の国防費を1とした場合、2017年、去年の時点でどうなっているかということ、日本は1.02倍、アメリカは1.08倍、欧州が1.60倍、韓国が1.65倍、ロシアが2.0倍、中国が3.01倍となっております。10年前と比べて、各国がいかに防衛に力を入れているかがわかると思います。

長くなりましたけれども、自衛官は、みずから充足をふやしてくれとか、防衛費をふやしてくれとか言えない状況です。期成

会あるいは北海道の駐屯地等連絡協議会が主体となって声を挙げる必要があるのではないのでしょうか。

例えば、期成会として防衛費の増加、隊員数の増加について、署名活動をして、陳情にあわせて請願することもできると思います。

美幌の期成会が旗印となり、署名・請願運動を拡大し、北海道内、ひいては全国に発展させる、そのような活動こそ重要ではないかと思います。それらが結果的に美幌駐屯地の充足率向上にもつながりますし、隊員の処遇改善にもつながると思います。

町長、そういった活動をぜひ展開してみたいかでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） いろいろお話ししていただいたので、もし答弁が漏れていたら御指摘をいただきたいと思います。

まず、充足率の関係ですけれども、一般的に、今、お聞きしますと、普通科連隊で70%台というお話も聞いておりますし、第101特科大隊に至っては40%台ということで、これはゆゆしき問題だと思えます。

なぜかということ、40%台では通常の形で編成を組めないと思っていますので、これらについても陳情の中でいろいろ話をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、防衛予算の関係についても、私は、オール北海道の179市町村プラス北海道が加盟する北海道の駐屯地等連絡協議会の副会長をやっております、その中でも防衛費の問題がいろいろと出てきています。私も、機会を捉まえてしっかりと発言をさせていただいておりますので、今後においてもしっかりと発言をしてまいりたいと思います。

そして、今、いろいろな提言をいただきましたけれども、美幌町としてそういう取り組みをしてはどうかというお話がありま

した。これらも参考にしながら、今後どうできるかについては検討課題とさせていただきたいと思っております

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 先ほど、90.8%というお話をさせていただきましたが、これは全国平均です。今、南西諸島とか、中国関係の動きが非常に厳しい状況にあるということで、西方を、当然、陸上自衛隊にしても、海上自衛隊にしても、航空自衛隊にしても重要視しているということで、人は変わらないけれども、そこの部隊の充足を上げるためにはどうしたらいいかということで、やはり、ロシアの脅威が弱いという認識のもと、北海道の部隊、東北の部隊がみんな向こうのほうに行っているわけです。

美幌の部隊は90%以下で、今、町長は70%とおっしゃいましたけれども、おおむねそのぐらいの充足率しかないということで、西方で頑張っている隊員以上に美幌駐屯地の隊員は非常に辛い思いをして頑張っていることも御理解いただきたいと思えます。

先ほど、署名活動をして請願してはどうかという一例を挙げましたけれども、陳情活動だけではないということを御理解いただいて、いろいろ分析していただいて、活動をもっとふやしていただければと思います。

次に、即応機動連隊の改編についてです。

25大綱において、機動運用部隊として、3個機動師団、4個機動旅団、1個機甲師団、1個空挺団、1個水陸機動団、1個ヘリコプター団が計画されて、中でも、4個機動旅団のうち、2個機動旅団を今中期まで、残り2個機動旅団は次期中期へ持ち越しとされました。

その先陣を切って、今月末には香川県の善通寺にある第14旅団が機動旅団、その

隷下部隊である第15普通科連隊が即応機動連隊に改編されます。

その15即応機動連隊の編成の概要を見ますと、本部管理中隊と3個の普通科中隊、これは今までの編成です。それのほかに、16式機動戦闘車（MCV）を装備した、機甲科職種ということで、5旅団で言うと鹿追駐屯地にある第5戦車隊から成る機動戦闘車隊、火力支援中隊となっています。

これを見ますと、今よりも編成人員は若干ふえると思われれます。

また、平成31年3月末には、報道でありましたように、滝川にある第10普通科連隊の即応機動連隊への改編が決まったところです。これで、今中期における2個旅団は決まってしまいました。もし平成27年の段階に検討していただければ、滝川のかわりに美幌になっていたのかもしれない。

このような状況から、5旅団の改編は次期中期、平成31年度以降となってしまったということで、群馬県にあります12旅団が先なのか、5旅団が先なのか、今のところ不明です。また、5旅団が改編されるにしても、即応機動連隊はその中の1個連隊ですから、帯広の第4普通科連隊なのか、釧路の第27普通科連隊なのか、はたまた美幌の第6普通科連隊なのか、決定はしておらず、どこになるのか不明の状況ですが、第6普通科連隊の即応機動連隊の改編について、町長としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、御指摘いただいたとおりであります。

我々もそこまでの情報は持っておりまして、それは防衛白書を見れば出ておりまして、それ以降の話がどうなっていくかは、なかなか難しい問題もあるようです。

いずれにいたしましても、道内の第11旅団と第5旅団の改編については、平成3

0年度以降の改編によるということであり
ますので、第5旅団の中にも、今おっしゃ
ったように、第6普通科連隊が美幌、第4
普通科連隊が帯広、第27普通科連隊が釧
路ということで、どこになるかわからない
というような話ですけれども、我々として
は、交通の要衝にあるとか、矢臼別に近い
であるとか、ほかではなし得ない美幌の特
性がポイントになってくるのではないかと
思っておりますので、そんなこともしっか
りと訴えて、ぜひとも我が町に即応機動連
隊を誘致したいという思いで、今後、全力
を挙げて活動してまいりたいと思ってい
るところでございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 町長の思いはわかり
ました。

これは、多分、釧路町長も帯広市長も同
じ思いだと思うので、三つどもえの戦いで
す。本当にどこに行くかわかりません。そ
して、同じような陳情をしていたら、やは
り、どこなのかなというのもわからないと
思います。ほかがやっている陳情をやるこ
とはもちろん、それ以外のやり方も考えな
いとなかなか誘致はできないと思います。

例えば、即応機動旅団あるいは即応機動
連隊の任務は何なのかというと、輕易に物
を運んで、どこにでも行ける部隊である
ということです。地域利点もいろいろ考えな
がら、美幌のほうが全国展開するには便利
です、飛行場もあります、網走港も近い
です、網走港にはおおすみも入ってこられ
ます、輸送できます、そういうのをいろい
ろ勉強して訴えていかないと、なかなか実
現しないと思います。

改編については、地元の部隊、6連隊の
部隊がどう思われているのかも重要な話だ
と思うのですけれども、その辺について部
隊関係者とお話をしたことがありますか。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（小室保男君） ただいまの御

質問ですけれども、定期的に、おおむね月
に1回程度ですが、私と担当者が駐屯地に
上がりまして、情報交換あるいは情報の共
有を図った中で、今後の陳情活動をどのよ
うに展開していくか、お互いに意見交換を
しております。

また、私は、1月に駐連協の事務局を抱
えております千歳市に行つてまいりまし
た。道内全般の自衛隊の情勢を熟知してい
る市でありますので、今後の陳情活動を行
う上でいろいろなアドバイスをいただいた
ところであります。

いずれにしても、この機会を逃してはな
らないと思いますので、先ほど町長が話し
たとおり、恐らく8月ぐらいが最終の山場
だと思いますので、この3月、4月で重点
的に、地域の声をしっかり訴えていきたい
と考えております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 6連隊長、今の司
令も昨年12月でかわったばかりですの
で、部隊の意向としてどんなふうと思っ
ているのかなというぐらいは掌握しておいた
ほうがいいと思います。何か機会があれば、
町長みずからお聞きしてみるのも一つの
手かなと思います。

余り時間がないので、次に、防衛講話に
ついてお聞きしたいと思います。

これは、総会資料の中に、期成会の事業
として防衛講話をやるように記載されてお
りましたけれども、一昨年、千葉元総監が
駐屯地に來られて、駐屯地の中で講話をや
ったというのは記憶しておりますが、期成
会が主催した防衛講話は最近余り聞かない
と思うのです。最近の実績は何かあるでし
ょうか。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（小室保男君） 直近の防衛講
話につきましては、平成28年10月に、
元北部方面総監であった方をお招きして防
衛講話を開催しております。

今年度につきましては、いまだ未開催でありますので、新年度に入ろうかと思いますが、早い時期に防衛講話を開催できるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 防衛講話についても非常に重要だと思います。防衛に関心を持っていただく、あるいは現状を知っていただくという観点も含めて期成会として非常に重要な事業だと思いますので、ぜひ展開していただきたいと思います。

その中で、先ほど私が言いました自衛隊の現状が今どうなっているのだろうか、今後の自衛隊はどのようになるのだろうか、今の人員で足りるのか、防衛予算が足りているのかという内容の話を専門家から聞いて勉強していくことも大変重要かと思えます。

元自衛官に限らず、防衛の専門家等々に依頼をして防衛講話を開催していただけることを切に望んでおりますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 美幌町で防衛講話を開くと、びほーるが常に満杯になるぐらい多くの方に足を運んでいただいております。戸澤議員と気持ちは一緒でありますので、この部分についてももしっかり取り組んでいきたいと思っています。どうかその点については御理解をいただきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 時間がないので、期成会の話については終わりたいと思いますが、先ほどるる言いましたように、陳情だけでなく、防衛講話も含めて、いろいろな活動を展開していただければと思います。

次に、2点目のJ R石北線問題について

再質問をさせていただきます。

オホーツク圏としての影響については御答弁で十分理解できたところですが、特に、広域物流ルートを形成する路線としての影響ははかり知れないものがあると思います。

昭和60年4月1日、旧国鉄だった北見相生線が廃止となりました。これは、美幌町を起点としていた路線でもあり、廃止の影響はかなりあったと思われます。

石北線が廃止となった場合、当時の影響との共通点が多々あるのではないかと思われるわけですが、北見相生線が廃止になったときの影響を把握されているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） その影響については検証をしておりますので、わかりかねます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 影響は把握されていないということですが、もし資料か何か残っているのであれば、把握されておいたほうがいいと思います。石北線の廃止と共通する部分があるのかないのかはわかりませんが、一度、調べてみるのもいいと思います。

質問の趣旨を変えますけれども、新聞でJ R側のある会見の内容を見たのですが、国、道、沿線自治体等から支援をいただいて路線を維持したとしても、鉄道を使ってくれる人がいなければ、支援は無駄になる。鍵となるのは沿線地域の覚悟だ、財政負担だけでなく、鉄道の活性化や利用促進に向けて地域がどこまで本気になって取り組むかが問われているというような内容の記事を目にしました。

J R側の経営努力を棚に上げて何を言っているのかという部分もありますけれども、言っていることに一理あると思います。廃止反対も大切ですが、沿線自治体と

して、鉄道の活性化や利用促進に向けた行動も必要でないかと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） もちろん、そのとおりだと思います。利用促進をどう図っていくかということは極めて重要なことでもありますし、それがなし得ていれば、今、こういう問題が出てきていないと思います。それは極めて重要なことだと思っております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） そこで、自治体が支援できる一つとして、切符売り場の紹介、あっせんがあると思います。現在、商工会議所が窓口となっていて切符販売をしておりますけれども、駅から遠いため、なかなか販売実績が上がらないという話もお聞きしております。

利用者にとっても、かなり不便ではないのかなと思います。やはり、乗車口の近くで販売しないと利用促進にはつながらないと思います。現在、駅舎に入居している観光物産協会に販売業務を委託すれば、今よりさらに便利になり、利用促進になると思うのですが、美幌町が仲介をして販売窓口を変更することはできないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） この話が最初に出たときは、観光物産協会に何とかお願いできないかということでありましたけれども、人件費の問題とか、場所の問題とか、いろいろ出てきまして断念していた状態の中で、商工会議所が地域貢献をしたいという思いで、今は商工会議所で券売している状況でありますので、この点については特段の御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 先ほどの町長の答弁でも、自治体としても利用促進に向けた行動が必要だというふうに御理解があったことですから、今後、商工会議所、観光物産協会、ほかに窓口があるかどうかわかりませんが、三つどもえで話をして、なるべく利用者の利便性につながる窓口業務をしていただければと思います。

JR問題の最後の質問ですが、JRの経営努力を今以上に訴えるべきではないかと思っております。これは行政がやる問題ではないですけれども、JRの経営努力が少し足りないということがあるのではないかということ、お聞きしていただければと思います。

札幌までの都市間バスを見ますと、美幌発が7時40分を初便に、最終は午後11時15分発の1日9便が運行されております。1車両で30名前後が乗車可能となります。

それに対して、札幌まで行く特急、急行というのは、美幌発が6時22分と午後5時40分の2便だけです。旭川で乗りかえたとしても、8時32分と午後1時1分の2便と、合計4便しかありません。料金も、都市間バスでは、片道5,760円に対して、JRは特急を使うと9,690円と、これだけの開きがあります。

都市間バスは、種類によって異なりますけれども、25名から35名乗車できるわけですが、お盆時期とか年末年始あるいは特定の時期には、このバスを3台も4台も連ねて運行することもまま見かけます。何を言いたいかというと、美幌だけではなくて、網走、北見も含めてですけれども、札幌までの需要がそれだけあるということです。

JR北海道は、バス会社との競争に負けているのではないかと、その辺を考えて経営努力をすべきではないかということを一つ訴えてもらいたいのです。

例えば、特急オホーツクは、グリーン車

がありますけれども、本当にグリーン車に乗っている人がいるのでしょうか。こんなものはやめてしまって、普通料金でグリーン車を開放するとか、燃料削減のために、今は4両編成で走っていると思うのですが、この乗車率を考えたら2両でもいいのではないかと、いろいろと経費削減の方策はあると思います。

美幌駅の構内もそうです。今、汽車に乗るためには、外階段を上らなくてはならないです。高齢者にとっては難所です。障がい者、特に車椅子を利用する方にとってはあの階段が壁になっています。

昔、相生線が通っていた1番ホームを活用すれば、非常に便利になるのではないかと思います。1番ホームはもう使えないという話も聞きましたが、それであれば、今、2番ホームにとまって、北側のドアが開いていますけれども、南側のドアを開けたら線路ですから、その線路を1番ホームにつなげてやれば、そのまま乗れます。そうしたら、車椅子も乗れます。そういった利便性を考えた経営努力をしなければいけないと思います。

これは行政に言っても仕方がない問題だと思うのですが、経営努力の提起の一つとしてJR側に言っていたかと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） JRの経営責任をどう問うかということだろうと思いますが、余り責任ばかり問うていても、前に進まないのだめだと思っています。

会合の中でもいろいろな話が出てくるのですが、JRの経営のやり方に対する不満もあったり、そこは違うのではないかという言い方もしているのですが、なかなか直していただけないというのが現状です。

今おっしゃった駅の乗り場の改修とか、グリーン車を特急列車にかえると、逆提案として我々がしっかり訴えていかなければ

いけないと思っています。JRだけに任せているとなかなかできないと思いますので、しっかりと声を挙げていきたいと思っています。

例えば、今おっしゃったように、朝晩の2便は直行便ですが、直行便の割には、自動販売機もないので、乗る前に物を買わないと食べたり飲んだりできないということがあります。あるいは、昼間の2便については旭川で乗りかえなければいけません。札幌から旭川までは自動販売機などがありますけれども、アナウンスを聞くと、旭川から北見に向かうものは自動販売機も何もないということです。

例えば、これはJRにまだ返事をもらっていませんけれども、間の1便をやめて、今よりはいい列車を配置してもらったらどうか。あるいは、経営安定基金の中の6,800億円がまだ現実にあるわけですから、これを使わない手はないのではないかと私は思っています。赤字だ、赤字だと言っている会社が6,800億円もまだ持っているのです。果実運用で赤字を埋めたりということもあるかもしれませんが、それを施設整備に充てたらどうだと思っただけと思っています。

これからも、今いただいた意見も含めて、JRに対してはしっかり経営努力するように訴えていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 残り2分ですので、最後にLEDの質問を投げて終わりたいと思います。

2,250灯ということですが、高校生模擬議会でもありましたように、薄暗いところに何とか街灯をつけてもらいたいという意見もありました。それら新設の地域も含めてLEDにすることになったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、平成31年度から10年リースで約4億8,700万円の契約だと認識し

ておりますけれども、この契約の中の維持管理業務とはどういうものなのか、また、リース終了後は町へ移管されるということですが、どのような維持管理体制になるのか、大きく2点についてお聞かせください。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（田中三智雄君） まずは灯数ですけれども、2,250灯の中には、自治会から要望があったものもあるのですけれども、中には、これは要らないから廃止してもいいというものもあります。そういう灯数については、申しわけありませんが、この中には入っておりません。これにプラスする形で、現時点で2,250灯ということで御答弁させていただいております。

実際にどれくらいふえるか、減るかについては、今、自治会の部分で台帳などの突き合わせをしてから最終的な数字が出るのですけれども、現在の予測では、新規で100灯ぐらいか、廃止で30灯ぐらいかという形で中身を精査している段階です。

管理の部分ですが、町につきましては、現在、電気料を払っておりますけれども、10年間のリースということで、その間、リース業者にその分のリース料を払う形にはなります。

中身的には、LED灯は、途中で切れることはほとんどないのですけれども、消えた場合の灯具の交換、取り付け工事、動産の保険の加入などを一体的に維持管理していただくということで、手数料を含めたリース料をお支払いして、電気料については町で負担していくという形になります。

ただ、電気料については、今までの電気料から約4割から6割ぐらい低減されると思うのですけれども、約4割から6割下がった電気料は町で負担して、ただし、その分、10年間リース料ということで維持管理の経費をリース会社に支払っていく形になっております。

○議長（大原 昇君） これで、6番戸澤義典さんの一般質問を終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時36分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員